

2024

年度版

# 障害児通所支援報酬ガイド

令和6年度障害福祉サービス報酬改定（2024.2.14 修正版）

- 児童発達支援（センター除く）
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

児発放デイ運営チャンネル

# 障害児通所支援報酬ガイド

2024年度版 令和6年度障害福祉サービス報酬改定(2024.2.14 修正版)

= 目次 =

1. 児童発達支援(センター以外/医ケア・重心児以外)10人以下	1
2. 児童発達支援(センター以外/医ケア・重心児以外)11人~20人	9
3. 児童発達支援(センター以外/医ケア・重心児以外)21人以上	17
4. 児童発達支援医ケア児(センター以外/重心児以外)10人以下	25
5. 児童発達支援医ケア児(センター以外/重心児以外)11人~20人	33
6. 児童発達支援医ケア児(センター以外/重心児以外)21人以上	41
7. 児童発達支援 重症心身障害児(センター以外)	49
8. 放課後等デイサービス(医ケア・重心児以外)10人以下	57
9. 放課後等デイサービス(医ケア・重心児以外)11人~20人	65
10. 放課後等デイサービス(医ケア・重心児以外)21人以上	73
11. 放課後等デイサービス医ケア児(重心児以外)10人以下	81
12. 放課後等デイサービス医ケア児(重心児以外)11人~20人	89
13. 放課後等デイサービス医ケア児(重心児以外)21人以上	97
14. 放課後等デイサービス重症心身障害児	105
15. 居宅訪問型児童発達支援	113
16. 保育所等訪問支援	117
17. 指定通所支援指定基準の改正概要	121

印刷可能な PDF を販売中(1,000円)

下記画像から note またはクレジットカードでご購入ください。

note



銀行振込をご希望の方は info@jihoch.jp まで

## 1. 児童発達支援（センター以外/医ケア・重心児以外）10人以下

### 児童発達支援給付費

計画時間	未就学児	未就学児以外
30分以上 1.5時間以下	901 単位 /日	781 単位 /日
1.5時間超 3時間以下	928 単位 /日	804 単位 /日
3時間超 5時間以下	980 単位 /日	849 単位 /日

未就学児：障害児のうち小学校就学前の児童が70%以上を占めている場合

計画時間：個別支援計画書に記載された支援時間に基づく

但し、事業所の事由により支援時間が短縮された場合は実支援時間に基づき請求

### 児童指導員等加配加算

	経験 5 年未満	経験 5 年以上
常勤専従（常勤職員）	152 単位 /日	187 単位 /日
常勤換算（非常勤職員）	107 単位 /日	123 単位 /日
その他従業者	90 単位 /日	

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士又はその他従業者を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

### 専門的支援

専門的支援体制加算 123 単位 /日

専門的支援実施加算 150 単位 /日 （原則月 4 回 利用日数等に応じ最大 6 回）

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

### 強度行動障害加算

200 単位 /日（加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 /日）

要件：強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

## 集中的支援加算

### 1,000 単位 / 日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3か月以内に  
限る）

## 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

### 100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

## 人工内耳装用児支援加算（ ）

### 150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算（ ）は児発センターのみ対象

## 個別サポート加算（ ）

### 120 単位 / 日

要件：重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重心児を除く）

## 個別サポート加算（ ）

### 150 単位 / 日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6か月に1回以上状況共有）して支援

## 送迎加算

### 54 単位 / 回（医ケア・重心児 94 単位 / 回 または医療的ケアスコア 16 点以上 134 単位 / 回）

要件：居宅等と事業所等との間を車で送迎した場合  
医療的ケア児は医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

## 延長支援加算

	障害児	重心児又は医ケア児
<u>30 分以上 1 時間未満</u>	61 単位 / 日	128 単位 / 日
1 時間以上 2 時間未満	92 単位 / 日	192 単位 / 日
2 時間以上	123 単位 / 日	256 単位 / 日

要件：支援計画時間が 5 時間を超え、1 時間以上の延長支援において職員を 2 名以上配置し計画的に行った場合  
30 分以上 1 時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算

94 単位 / 回（月 4 回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月 4 回まで算定

## 子育てサポート加算

80 単位 / 回（月 4 回）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 医療連携体制加算

( )	32 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（1 時間未満）
( )	63 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（1 時間以上～2 時間未満）
( )	125 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（2 時間以上）
( )	1 名 800 単位 / 日 2 名 500 単位 / 日 3～8 名 400 単位 / 日	看護職員が訪問しスコア表の医療行為をした場合（4 時間未満） （スコア表の医療行為を必要とする利用障害児が 3 名以上いる場合は、基本報酬医ケア 1～3 を算定することを基本とする。）
( )	1 名 1,600 単位 / 日 2 名 960 単位 / 日 3～8 名 800 単位 / 日	看護職員が訪問しスコア表の医療行為をした場合（4 時間以上） （スコア表の医療行為を必要とする利用障害児が 3 名以上いる場合は、基本報酬医ケア 1～3 を算定することを基本とする。）
( )	500 単位 / 日	看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係わる指導のみを実施した場合
( )	250 単位 / 日	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合

## 利用者負担上限管理加算

150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500 単位 / 回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中 2 回、退所後 2 回（居宅と保育所等への訪問を 1 回ずつ）を限度として算定

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 /回	居宅を訪問し1時間以上の相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )ロ	200 単位 /回	居宅を訪問し1時間未満の相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )ハ	100 単位 /回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )ニ	80 単位 /回	オンラインで相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )イ	80 単位 /回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合（月4回）
( )ロ	60 単位 /回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合（月4回）

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 /回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合（月1回）
( )	200 単位 /回	保育所や学校等と（ ）以外で情報連携を行った場合（月1回）
( )	150 単位 /回	児童相談所、医療機関等と情報連携（月1回）
( )	200 単位 /回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1回）

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 /回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合（月1回）
( )	150 単位 /回	（ ）の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月1回）

## 中核機能強化事業所加算対象

187 単位 /日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 /日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が35%以上
( )	10 単位 /日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が25%以上
( )	6 単位 /日	直接処遇職員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 5.9%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.3%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( ) : 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( ) : 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( ) : 経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件 : 賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件 : 福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

## 単位数の 2.0%

要件 : 福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の 3 分の 2 以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和 6 年 6 月以降）

( )	単位数の 13.1%	( ) を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( )	単位数の 12.8%	( ) を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 名以上を満たすこと
( )	単位数の 11.8%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 9.6%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2 以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件 ( ) : 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( ) : 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( ) : 経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件 : 職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件 : 賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算 ( ) 要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和 6 年 6 月より 1 本化へ切り替えるか、令和 7 年 3 月 31 日まで継続するか選択できる。

## 定員超過利用減算

### 所定単位数の70%を算定

要件：1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に、1割を超えて欠如した場合には翌月から、1割以内で欠如した場合は翌々月から解消に至るまでの間

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用1～4月目 所定単位数の70%を算定

減算適用5月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

## 個別支援計画未作成減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 支援プログラム未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合（令和7年3月31日まで経過措置）

## 自己評価結果等未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

## 開所時間減算

4時間未満 所定単位数の70%を算定

4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合



## 身体拘束廃止未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

## 虐待防止措置未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

## 業務継続計画未策定減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

## 情報公表未報告減算

### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 計画時間について日々変わる、月次で変わるなど変更が大きい場合の個別支援計画書への記載方法は不明（変更が少ない場合は個別支援計画書への記載）
- 専門的支援体制加算・実施加算に、保育士資格を有し実務経験5年以上のものを含むか不明
- 専門的支援実施加算の上限回数について、判断基準は不明
- 集中的支援加算の要件は不明確
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の要件は不明確
- 個別サポート加算（ ）の障害児の判定基準は不明確
- 事業所間連携加算において中核となる事業所の定義が不明
- 中核機能強化事業所加算対象中核的な役割を担うの判断基準は不明
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 2. 児童発達支援（センター以外/医ケア・重心児以外）11人～20人

### 児童発達支援給付費

計画時間	未就学児	未就学児以外
30分以上 1.5時間以下	652 単位 / 日	561 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	671 単位 / 日	576 単位 / 日
3時間超 5時間以下	707 単位 / 日	607 単位 / 日

未就学児：障害児のうち小学校就学前の児童が70%以上を占めている場合

計画時間：個別支援計画書に記載された支援時間に基づく

但し、事業所の事由により支援時間が短縮された場合は実支援時間に基づき請求

### 児童指導員等加配加算

	経験 5 年未満	経験 5 年以上
常勤専従（常勤職員）	101 単位 / 日	125 単位 / 日
常勤換算（非常勤職員）	71 単位 / 日	82 単位 / 日
その他従業者	60 単位 / 日	

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士又はその他従業者を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

### 専門的支援

専門的支援体制加算 82 単位 / 日

専門的支援実施加算 150 単位 / 日（原則月 4 回 利用日数等に応じ最大 6 回）

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

### 強度行動障害加算

200 単位 / 日（加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 / 日）

要件：強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

### 集中的支援加算

#### 1,000 単位 / 日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3か月以内に  
限る）

### 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

#### 100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

### 人工内耳装用児支援加算（ ）

#### 150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算（ ）は児発センターのみ対象

### 個別サポート加算（ ）

#### 120 単位 / 日

要件：重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重心児を除く）

### 個別サポート加算（ ）

#### 150 単位 / 日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6か月に1回以上状況共有）して支援

### 送迎加算

#### 54 単位 / 回（医ケア・重心児 94 単位 / 回 または医療的ケアスコア 16 点以上 134 単位 / 回）

要件：居宅等と事業所等との間を車で送迎した場合  
医療的ケア児は医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

### 延長支援加算

	障害児	重心児又は医ケア児
<u>30 分以上 1 時間未満</u>	61 単位 / 日	128 単位 / 日
1 時間以上 2 時間未満	92 単位 / 日	192 単位 / 日
2 時間以上	123 単位 / 日	256 単位 / 日

要件：支援計画時間が 5 時間を超え、1 時間以上の延長支援において職員を 2 名以上配置し計画的に行った場合  
30 分以上 1 時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算

94 単位 / 回（月 4 回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月 4 回まで算定

## 子育てサポート加算

80 単位 / 回（4 回 / 月）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 医療連携体制加算

( )	32 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（1 時間未満）
( )	63 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人） （1 時間以上～2 時間未満）
( )	125 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（2 時間以上）
( )	1 名 800 単位 / 日 2 名 500 単位 / 日 3～8 名 400 単位 / 日	看護職員が訪問しスコア表の医療行為をした場合（4 時間未満） （スコア表の医療行為を必要とする利用障害児が 3 名以上いる場合は、基本報酬医ケア 1～3 を算定することを基本とする。）
( )	1 名 1,600 単位 / 日 2 名 960 単位 / 日 3～8 名 800 単位 / 日	看護職員が訪問しスコア表の医療行為をした場合（4 時間以上） （スコア表の医療行為を必要とする利用障害児が 3 名以上いる場合は、基本報酬医ケア 1～3 を算定することを基本とする。）
( )	500 単位 / 日	看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係わる指導のみを実施した場合
( )	250 単位 / 日	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合

## 利用者負担上限管理加算

150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500 単位 / 回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中 2 回、退所後 2 回（居宅と保育所等への訪問を 1 回ずつ）を限度として算定

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 /回	居宅を訪問し1時間以上の相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )ロ	200 単位 /回	居宅を訪問し1時間未満の相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )ハ	100 単位 /回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )ニ	80 単位 /回	オンラインで相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )イ	80 単位 /回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合（月4回）
( )ロ	60 単位 /回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合（月4回）

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 /回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合（月1回）
( )	200 単位 /回	保育所や学校等と（ ）以外で情報連携を行った場合（月1回）
( )	150 単位 /回	児童相談所、医療機関等と情報連携（月1回）
( )	200 単位 /回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1回）

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 /回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合（月1回）
( )	150 単位 /回	（ ）の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月1回）

## 中核機能強化事業所加算対象

125 単位 /日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 /日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が35%以上
( )	10 単位 /日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が25%以上
( )	6 単位 /日	直接処遇職員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 5.9%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.3%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( ) : 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( ) : 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( ) : 経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件 : 賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件 : 福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

## 単位数の 2.0%

要件 : 福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の 3 分の 2 以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和 6 年 6 月以降）

( )	単位数の 13.1%	( ) を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( )	単位数の 12.8%	( ) を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 名以上を満たすこと
( )	単位数の 11.8%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 9.6%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2 以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件 ( ) : 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( ) : 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( ) : 経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件 : 職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件 : 賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算 ( ) 要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和 6 年 6 月より 1 本化へ切り替えるか、令和 7 年 3 月 31 日まで継続するか選択できる。

## 定員超過利用減算

### 所定単位数の70%を算定

要件：1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

減算適用 1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用 3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に、1割を超えて欠如した場合には翌月から、1割以内で欠如した場合は翌々月から解消に至るまでの間

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用 1～4月目 所定単位数の70%を算定

減算適用 5月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

## 個別支援計画未作成減算

減算適用 1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用 3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 支援プログラム未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合（令和7年3月31日まで経過措置）

## 自己評価結果等未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

## 開所時間減算

4時間未満 所定単位数の70%を算定

4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合



### 身体拘束廃止未実施減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

### 虐待防止措置未実施減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

### 業務継続計画未策定減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

### 情報公表未報告減算

#### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

### 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 計画時間について日々変わる、月次で変わるなど変更が大きい場合の個別支援計画書への記載方法は不明（変更が少ない場合は個別支援計画書への記載）
- 専門的支援体制加算・実施加算に、保育士資格を有し実務経験5年以上のものを含むか不明
- 専門的支援実施加算の上限回数について、判断基準は不明
- 集中的支援加算の要件は不明確
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の要件は不明確
- 個別サポート加算（ ）の障害児の判定基準は不明確
- 事業所間連携加算において中核となる事業所の定義が不明
- 中核機能強化事業所加算対象中核的な役割を担うの判断基準は不明
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

### 3. 児童発達支援（センター以外/医ケア・重心児以外）21人以上

#### 児童発達支援給付費

計画時間	未就学児	未就学児以外
30分以上 1.5時間以下	536 単位 / 日	461 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	551 単位 / 日	473 単位 / 日
3時間超 5時間以下	580 単位 / 日	497 単位 / 日

未就学児：障害児のうち小学校就学前の児童が70%以上を占めている場合

計画時間：個別支援計画書に記載された支援時間に基づく

但し、事業所の事由により支援時間が短縮された場合は実支援時間に基づき請求

#### 児童指導員等加配加算

	経験 5 年未満	経験 5 年以上
常勤専従（常勤職員）	59 単位 / 日	75 単位 / 日
常勤換算（非常勤職員）	43 単位 / 日	49 単位 / 日
その他従業者	36 単位 / 日	

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士又はその他従業者を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

#### 専門的支援

専門的支援体制加算 49 単位 / 日

専門的支援実施加算 150 単位 / 日（原則月 4 回 利用日数等に応じ最大 6 回）

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

#### 強度行動障害加算

200 単位 / 日（加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 / 日）

要件：強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

### 集中的支援加算

#### 1,000 単位 / 日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3か月以内に  
限る）

### 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

#### 100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

### 人工内耳装用児支援加算（ ）

#### 150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算（ ）は児発センターのみ対象

### 個別サポート加算（ ）

#### 120 単位 / 日

要件：重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重心児を除く）

### 個別サポート加算（ ）

#### 150 単位 / 日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6か月に1回以上状況共有）して支援

### 送迎加算

#### 54 単位 / 回（医ケア・重心児 94 単位 / 回 または医療的ケアスコア 16 点以上 134 単位 / 回）

要件：居宅等と事業所等との間を車で送迎した場合  
医療的ケア児は医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

### 延長支援加算

	障害児	重心児又は医ケア児
<u>30 分以上 1 時間未満</u>	61 単位 / 日	128 単位 / 日
1 時間以上 2 時間未満	92 単位 / 日	192 単位 / 日
2 時間以上	123 単位 / 日	256 単位 / 日

要件：支援計画時間が 5 時間を超え、1 時間以上の延長支援において職員を 2 名以上配置し計画的に行った場合  
30 分以上 1 時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算

94 単位 / 回（月 4 回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月 4 回まで算定

## 子育てサポート加算

80 単位 / 回（月 4 回）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 医療連携体制加算

( )	32 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（1 時間未満）
( )	63 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人） （1 時間以上～2 時間未満）
( )	125 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（2 時間以上）
( )	1 名 800 単位 / 日 2 名 500 単位 / 日 3～8 名 400 単位 / 日	看護職員が訪問しスコア表の医療行為をした場合（4 時間未満） （スコア表の医療行為を必要とする利用障害児が 3 名以上いる場合は、基本報酬医ケア 1～3 を算定することを基本とする。）
( )	1 名 1,600 単位 / 日 2 名 960 単位 / 日 3～8 名 800 単位 / 日	看護職員が訪問しスコア表の医療行為をした場合（4 時間以上） （スコア表の医療行為を必要とする利用障害児が 3 名以上いる場合は、基本報酬医ケア 1～3 を算定することを基本とする。）
( )	500 単位 / 日	看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係わる指導のみを実施した場合
( )	250 単位 / 日	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合

## 利用者負担上限管理加算

150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500 単位 / 回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中 2 回、退所後 2 回（居宅と保育所等への訪問を 1 回ずつ）を限度として算定

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 /回	居宅を訪問し1時間以上の相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )ロ	200 単位 /回	居宅を訪問し1時間未満の相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )ハ	100 単位 /回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )ニ	80 単位 /回	オンラインで相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )イ	80 単位 /回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合（月4回）
( )ロ	60 単位 /回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合（月4回）

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 /回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合（月1回）
( )	200 単位 /回	保育所や学校等と（ ）以外で情報連携を行った場合（月1回）
( )	150 単位 /回	児童相談所、医療機関等と情報連携（月1回）
( )	200 単位 /回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1回）

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 /回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合（月1回）
( )	150 単位 /回	（ ）の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月1回）

## 中核機能強化事業所加算対象

## 75 単位 /日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 /日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が35%以上
( )	10 単位 /日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が25%以上
( )	6 単位 /日	直接処遇職員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 5.9%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.3%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

## 単位数の 2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の3分の2以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和6年6月以降）

( )	単位数の 13.1%	( ) を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( )	単位数の 12.8%	( ) を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 名以上を満たすこと
( )	単位数の 11.8%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 9.6%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2 以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件：職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算 ( ) 要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和6年6月より1本化へ切り替えるか、令和7年3月31日まで継続するか選択できる。

## 定員超過利用減算

### 所定単位数の70%を算定

要件：1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

減算適用 1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用 3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に、1割を超えて欠如した場合には翌月から、1割以内で欠如した場合は翌々月から解消に至るまでの間

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用 1～4月目 所定単位数の70%を算定

減算適用 5月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

## 個別支援計画未作成減算

減算適用 1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用 3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 支援プログラム未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合  
（令和7年3月31日まで経過措置）

## 自己評価結果等未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

## 開所時間減算

4時間未満 所定単位数の70%を算定

4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合



### 身体拘束廃止未実施減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

### 虐待防止措置未実施減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

### 業務継続計画未策定減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

### 情報公表未報告減算

#### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 計画時間について日々変わる、月次で変わるなど変更が大きい場合の個別支援計画書への記載方法は不明（変更が少ない場合は個別支援計画書への記載）
- 専門的支援体制加算・実施加算に、保育士資格を有し実務経験5年以上のものを含むか不明
- 専門的支援実施加算の上限回数について、判断基準は不明
- 集中的支援加算の要件は不明確
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の要件は不明確
- 個別サポート加算（ ）の障害児の判定基準は不明確
- 事業所間連携加算において中核となる事業所の定義が不明
- 中核機能強化事業所加算対象中核的な役割を担うの判断基準は不明
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 4. 児童発達支援医ケア児（センター以外/重心児以外）10人以下

### 児童発達支援給付費

医ケア区分 1（32点以上）	未就学児	未就学児以外
30分以上 1.5時間以下	2,933 単位 /日	2,813 単位 /日
1.5時間超 3時間以下	2,959 単位 /日	2,836 単位 /日
3時間超 5時間以下	3,012 単位 /日	2,881 単位 /日
医ケア区分 2（16点以上）	未就学児	未就学児以外
30分以上 1.5時間以下	1,917 単位 /日	1,797 単位 /日
1.5時間超 3時間以下	1,943 単位 /日	1,820 単位 /日
3時間超 5時間以下	1,996 単位 /日	1,865 単位 /日
医ケア区分 3（3点以上）	未就学児	未就学児以外
30分以上 1.5時間以下	1,579 単位 /日	1,459 単位 /日
1.5時間超 3時間以下	1,605 単位 /日	1,481 単位 /日
3時間超 5時間以下	1,658 単位 /日	1,526 単位 /日

未就学児：障害児のうち小学校就学前の児童が70%以上を占めている場合

計画時間：個別支援計画書に記載された支援時間に基づく

但し、事業所の事由により支援時間が短縮された場合は実支援時間に基づき請求

### 児童指導員等加配加算

	経験 5 年未満	経験 5 年以上
常勤専従（常勤職員）	152 単位 /日	187 単位 /日
常勤換算（非常勤職員）	107 単位 /日	123 単位 /日
その他従業者	90 単位 /日	

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士又はその他従業者を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

## 専門的支援

専門的支援体制加算 123 単位 /日

専門的支援実施加算 150 単位 /日 （原則 4 回 /月 利用日数等に応じ最大 6 回）

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

## 強度行動障害加算

200 単位 /日（加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 /日）

要件：強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

## 集中的支援加算

1,000 単位 /日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3 か月以内に  
限る）

## 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

100 単位 /日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

## 人工内耳装用児支援加算（ ）

150 単位 /日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算（ ）は児発センターのみ対象

## 個別サポート加算（ ）

120 単位 /日

要件：重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重心児を除く）

## 個別サポート加算（ ）

150 単位 /日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6 か月に 1 回以上状況共有）して支援

## 入浴支援加算

55 単位 /日（月 8 回）

要件：発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

## 送迎加算（医ケア）

94 単位 / 回（医療的スコア 16 点以上 134 単位 / 回）

要件：居宅等と事業所等との間を車で、医療的ケアが可能な職員が付き添い送迎した場合

## 延長支援加算

	障害児	重心児又は医ケア児
30 分以上 1 時間未満	61 単位 / 日	128 単位 / 日
1 時間以上 2 時間未満	92 単位 / 日	192 単位 / 日
2 時間以上	123 単位 / 日	256 単位 / 日

要件：支援計画時間が 5 時間を超え、1 時間以上の延長支援において職員を 2 名以上配置し計画的に行った場合  
30 分以上 1 時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算

94 単位 / 回（月 4 回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月 4 回まで算定

## 子育てサポート加算

80 単位 / 回（月 4 回）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 医療連携体制加算

要件：医療連携体制加算を算定する場合は、児童発達支援給付費を医ケア・重心児以外とする。

## 利用者負担上限管理加算

150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500 単位 / 回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中 2 回、退所後 2 回（居宅と保育所等への訪問を 1 回ずつ）を限度として算定

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 /回	居宅を訪問し1時間以上の相談援助等の支援をした場合(月4回)
( )ロ	200 単位 /回	居宅を訪問し1時間未満の相談援助等の支援をした場合(月4回)
( )ハ	100 単位 /回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合(月4回)
( )ニ	80 単位 /回	オンラインで相談援助等の支援をした場合(月4回)
( )イ	80 単位 /回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合(月4回)
( )ロ	60 単位 /回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合(月4回)

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 /回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合(月1回)
( )	200 単位 /回	保育所や学校等と( )以外で情報連携を行った場合(月1回)
( )	150 単位 /回	児童相談所、医療機関等と情報連携(月1回)
( )	200 単位 /回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合(1回)

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 /回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合(月1回)
( )	150 単位 /回	( )の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合(月1回)

## 中核機能強化事業所加算対象

187 単位 /日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 /日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が35%以上
( )	10 単位 /日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が25%以上
( )	6 単位 /日	直接処遇職員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 5.9%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.3%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

## 単位数の 2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の3分の2以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和6年6月以降）

( )	単位数の 13.1%	( ) を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( )	単位数の 12.8%	( ) を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 名以上を満たすこと
( )	単位数の 11.8%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 9.6%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2 以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件：職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算 ( ) 要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和6年6月より1本化へ切り替えるか、令和7年3月31日まで継続するか選択できる。

## 定員超過利用減算

### 所定単位数の70%を算定

要件：1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

減算適用 1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用 3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に、1割を超えて欠如した場合には翌月から、1割以内で欠如した場合は翌々月から解消に至るまでの間

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用 1～4月目 所定単位数の70%を算定

減算適用 5月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

## 個別支援計画未作成減算

減算適用 1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用 3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 支援プログラム未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合（令和7年3月31日まで経過措置）

## 自己評価結果等未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

## 開所時間減算

4時間未満 所定単位数の70%を算定

4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合



### 身体拘束廃止未実施減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

### 虐待防止措置未実施減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

### 業務継続計画未策定減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

### 情報公表未報告減算

#### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 計画時間について日々変わる、月次で変わるなど変更が大きい場合の個別支援計画書への記載方法は不明（変更が少ない場合は個別支援計画書への記載）
- 専門的支援体制加算・実施加算に、保育士資格を有し実務経験5年以上のものを含むか不明
- 専門的支援実施加算の上限回数について、判断基準は不明
- 集中的支援加算の要件は不明確
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の要件は不明確
- 個別サポート加算（ ）の障害児の判定基準は不明確
- 事業所間連携加算において中核となる事業所の定義が不明
- 中核機能強化事業所加算対象中核的な役割を担うの判断基準は不明
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 5. 児童発達支援医ケア児（センター以外/重心児以外）11人～20人

## 児童発達支援給付費

医ケア区分 1（32点以上）	未就学児	未就学児以外
30分以上 1.5時間以下	2,684 単位 / 日	2,593 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	2,702 単位 / 日	2,608 単位 / 日
3時間超 5時間以下	2,739 単位 / 日	2,639 単位 / 日
医ケア区分 2（16点以上）	未就学児	未就学児以外
30分以上 1.5時間以下	1,668 単位 / 日	1,577 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	1,687 単位 / 日	1,592 単位 / 日
3時間超 5時間以下	1,723 単位 / 日	1,623 単位 / 日
医ケア区分 3（3点以上）	未就学児	未就学児以外
30分以上 1.5時間以下	1,330 単位 / 日	1,238 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	1,348 単位 / 日	1,254 単位 / 日
3時間超 5時間以下	1,385 単位 / 日	1,284 単位 / 日

未就学児：障害児のうち小学校就学前の児童が70%以上を占めている場合

計画時間：個別支援計画書に記載された支援時間に基づく

但し、事業所の事由により支援時間が短縮された場合は実支援時間に基づき請求

## 児童指導員等加配加算

	経験 5 年未満	経験 5 年以上
常勤専従（常勤職員）	101 単位 / 日	125 単位 / 日
常勤換算（非常勤職員）	71 単位 / 日	82 単位 / 日
その他従業者	60 単位 / 日	

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士又はその他従業者を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

## 専門的支援

専門的支援体制加算 82 単位 / 日

専門的支援実施加算 150 単位 / 日 （原則月 4 回 利用日数等に応じ最大 6 回）

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

## 強度行動障害加算

200 単位 / 日（加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 / 日）

要件：強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

## 集中的支援加算

1,000 単位 / 日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3 か月以内に限る）

## 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

## 人工内耳装用児支援加算（ ）

150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算（ ）は児発センターのみ対象

## 個別サポート加算（ ）

120 単位 / 日

要件：重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重心児を除く）

## 個別サポート加算（ ）

150 単位 / 日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6 か月に 1 回以上状況共有）して支援

## 入浴支援加算

55 単位 / 日（月 8 回）

要件：発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

## 送迎加算（医ケア）

94 単位 / 回（医療的スコア 16 点以上 134 単位 / 回）

要件：居宅等と事業所等との間を車で、医療的ケアが可能な職員が付き添い送迎した場合

## 延長支援加算

	障害児	重心児又は医ケア児
30 分以上 1 時間未満	61 単位 / 日	128 単位 / 日
1 時間以上 2 時間未満	92 単位 / 日	192 単位 / 日
2 時間以上	123 単位 / 日	256 単位 / 日

要件：支援計画時間が 5 時間を超え、1 時間以上の延長支援において職員を 2 名以上配置し計画的に行った場合  
30 分以上 1 時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算

94 単位 / 回（月 4 回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月 4 回まで算定

## 子育てサポート加算

80 単位 / 回（月 4 回）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 医療連携体制加算

要件：医療連携体制加算を算定する場合は、児童発達支援給付費を医ケア・重心児以外とする。

## 利用者負担上限管理加算

150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500 単位 / 回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中 2 回、退所後 2 回（居宅と保育所等への訪問を 1 回ずつ）を限度として算定

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間以上の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ロ	200 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間未満の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ハ	100 単位 / 回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ニ	80 単位 / 回	オンラインで相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )イ	80 単位 / 回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合（月 4 回）
( )ロ	60 単位 / 回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合（月 4 回）

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 / 回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	保育所や学校等と（ ）以外で情報連携を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 / 回	児童相談所、医療機関等と情報連携（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1 回）

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 / 回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 / 回	（ ）の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月 1 回）

## 中核機能強化事業所加算対象

125 単位 / 日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 35%以上
( )	10 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 25%以上
( )	6 単位 / 日	直接処遇職員のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 5.9%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.3%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

## 単位数の 2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の3分の2以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和6年6月以降）

( )	単位数の 13.1%	( ) を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( )	単位数の 12.8%	( ) を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 名以上を満たすこと
( )	単位数の 11.8%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 9.6%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2 以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件：職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算 ( ) 要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和6年6月より1本化へ切り替えるか、令和7年3月31日まで継続するか選択できる。

## 定員超過利用減算

### 所定単位数の70%を算定

要件：1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

減算適用 1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用 3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に、1割を超えて欠如した場合には翌月から、1割以内で欠如した場合は翌々月から解消に至るまでの間

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用 1～4月目 所定単位数の70%を算定

減算適用 5月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

## 個別支援計画未作成減算

減算適用 1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用 3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 支援プログラム未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合  
（令和7年3月31日まで経過措置）

## 自己評価結果等未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

## 開所時間減算

4時間未満 所定単位数の70%を算定

4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合



### 身体拘束廃止未実施減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

### 虐待防止措置未実施減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

### 業務継続計画未策定減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

### 情報公表未報告減算

#### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 計画時間について日々変わる、月次で変わるなど変更が大きい場合の個別支援計画書への記載方法は不明（変更が少ない場合は個別支援計画書への記載）
- 専門的支援体制加算・実施加算に、保育士資格を有し実務経験5年以上のものを含むか不明
- 専門的支援実施加算の上限回数について、判断基準は不明
- 集中的支援加算の要件は不明確
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の要件は不明確
- 個別サポート加算（ ）の障害児の判定基準は不明確
- 事業所間連携加算において中核となる事業所の定義が不明
- 中核機能強化事業所加算対象中核的な役割を担うの判断基準は不明
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 6. 児童発達支援医ケア児（センター以外/重心児以外）21人以上

### 児童発達支援給付費

医ケア区分 1（32点以上）	未就学児	未就学児以外
30分以上 1.5時間以下	2,568 単位 / 日	2,493 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	2,582 単位 / 日	2,505 単位 / 日
3時間超 5時間以下	2,611 単位 / 日	2,529 単位 / 日
医ケア区分 2（16点以上）	未就学児	未就学児以外
30分以上 1.5時間以下	1,552 単位 / 日	1,477 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	1,567 単位 / 日	1,489 単位 / 日
3時間超 5時間以下	1,596 単位 / 日	1,513 単位 / 日
医ケア区分 3（3点以上）	未就学児	未就学児以外
30分以上 1.5時間以下	1,214 単位 / 日	1,139 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	1,228 単位 / 日	1,151 単位 / 日
3時間超 5時間以下	1,257 単位 / 日	1,175 単位 / 日

未就学児：障害児のうち小学校就学前の児童が70%以上を占めている場合

計画時間：個別支援計画書に記載された支援時間に基づく

但し、事業所の事由により支援時間が短縮された場合は実支援時間に基づき請求

### 児童指導員等加配加算

	経験 5 年未満	経験 5 年以上
常勤専従（常勤職員）	59 単位 / 日	75 単位 / 日
常勤換算（非常勤職員）	43 単位 / 日	49 単位 / 日
その他従業者	36 単位 / 日	

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士又はその他従業者を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

## 専門的支援

専門的支援体制加算 49 単位 / 日

専門的支援実施加算 150 単位 / 日 （原則 4 回 / 月 利用日数等に応じ最大 6 回）

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

## 強度行動障害加算

200 単位 / 日（加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 / 日）

要件：強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

## 集中的支援加算

1,000 単位 / 日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3 か月以内に  
限る）

## 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

## 人工内耳装用児支援加算（ ）

150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算（ ）は児発センターのみ対象

## 個別サポート加算（ ）

120 単位 / 日

要件：重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援（主として重心児を除く）

## 個別サポート加算（ ）

150 単位 / 日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6 か月に 1 回以上状況共有）して支援

## 入浴支援加算

55 単位 / 日（月 8 回）

要件：発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

## 送迎加算（医ケア）

94 単位 / 回（医療的スコア 16 点以上 134 単位 / 回）

要件：居宅等と事業所等との間を車で、医療的ケアが可能な職員が付き添い送迎した場合

## 延長支援加算

	障害児	重心児又は医ケア児
30 分以上 1 時間未満	61 単位 / 日	128 単位 / 日
1 時間以上 2 時間未満	92 単位 / 日	192 単位 / 日
2 時間以上	123 単位 / 日	256 単位 / 日

要件：支援計画時間が 5 時間を超え、1 時間以上の延長支援において職員を 2 名以上配置し計画的に行った場合  
30 分以上 1 時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算

94 単位 / 回（月 4 回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月 4 回まで算定

## 子育てサポート加算

80 単位 / 回（月 4 回）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 医療連携体制加算

要件：医療連携体制加算を算定する場合は、児童発達支援給付費を医ケア・重心児以外とする。

## 利用者負担上限管理加算

150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500 単位 / 回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中 2 回、退所後 2 回（居宅と保育所等への訪問を 1 回ずつ）を限度として算定

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 /回	居宅を訪問し1時間以上の相談援助等の支援をした場合(月4回)
( )ロ	200 単位 /回	居宅を訪問し1時間未満の相談援助等の支援をした場合(月4回)
( )ハ	100 単位 /回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合(月4回)
( )ニ	80 単位 /回	オンラインで相談援助等の支援をした場合(月4回)
( )イ	80 単位 /回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合(月4回)
( )ロ	60 単位 /回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合(月4回)

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 /回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合(月1回)
( )	200 単位 /回	保育所や学校等と( )以外で情報連携を行った場合(月1回)
( )	150 単位 /回	児童相談所、医療機関等と情報連携(月1回)
( )	200 単位 /回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合(1回)

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 /回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合(月1回)
( )	150 単位 /回	( )の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合(月1回)

## 中核機能強化事業所加算対象

## 75 単位 /日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 /日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が35%以上
( )	10 単位 /日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が25%以上
( )	6 単位 /日	直接処遇職員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 5.9%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.3%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( ): 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( ): 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( ): 経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

## 単位数の 2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の 3 分の 2 以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和 6 年 6 月以降）

( )	単位数の 13.1%	( ) を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( )	単位数の 12.8%	( ) を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 名以上を満たすこと
( )	単位数の 11.8%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 9.6%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2 以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件 ( ): 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( ): 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( ): 経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件：職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算 ( ) 要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和 6 年 6 月より 1 本化へ切り替えるか、令和 7 年 3 月 31 日まで継続するか選択できる。

## 定員超過利用減算

### 所定単位数の70%を算定

要件：1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に、1割を超えて欠如した場合には翌月から、1割以内で欠如した場合は翌々月から解消に至るまでの間

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用1～4月目 所定単位数の70%を算定

減算適用5月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

## 個別支援計画未作成減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 支援プログラム未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合  
（令和7年3月31日まで経過措置）

## 自己評価結果等未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

## 開所時間減算

4時間未満 所定単位数の70%を算定

4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合



### 身体拘束廃止未実施減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

### 虐待防止措置未実施減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

### 業務継続計画未策定減算

#### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

### 情報公表未報告減算

#### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 計画時間について日々変わる、月次で変わるなど変更が大きい場合の個別支援計画書への記載方法は不明（変更が少ない場合は個別支援計画書への記載）
- 専門的支援体制加算・実施加算に、保育士資格を有し実務経験5年以上のものを含むか不明
- 専門的支援実施加算の上限回数について、判断基準は不明
- 集中的支援加算の要件は不明確
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の要件は不明確
- 個別サポート加算（ ）の障害児の判定基準は不明確
- 事業所間連携加算において中核となる事業所の定義が不明
- 中核機能強化事業所加算対象中核的な役割を担うの判断基準は不明
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 7. 児童発達支援 重症心身障害児（センター以外）

### 児童発達支援給付費

利用定員 5 人～7 人	2,131 単位 / 日
利用定員 8 人～10 人	1,347 単位 / 日
利用定員 11 人以上	850 単位 / 日

未就学児及び計画時間の別は設けない

### 児童指導員等加配加算

常勤専従（常勤職員）	経験 5 年未満	経験 5 年以上
利用定員 5 人	305 単位 / 日	374 単位 / 日
利用定員 6 人	253 単位 / 日	312 単位 / 日
利用定員 7 人	216 単位 / 日	267 単位 / 日
利用定員 8 人	188 単位 / 日	234 単位 / 日
利用定員 9 人	167 単位 / 日	208 単位 / 日
利用定員 10 人	149 単位 / 日	187 単位 / 日
利用定員 11 人以上	98 単位 / 日	125 単位 / 日

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

常勤換算（非常勤職員）	経験 5 年未満	経験 5 年以上
利用定員 5 人	214 単位 / 日	247 単位 / 日
利用定員 6 人	178 単位 / 日	206 単位 / 日
利用定員 7 人	153 単位 / 日	176 単位 / 日
利用定員 8 人	134 単位 / 日	154 単位 / 日
利用定員 9 人	119 単位 / 日	137 単位 / 日
利用定員 10 人	107 単位 / 日	123 単位 / 日
利用定員 11 人以上	71 単位 / 日	82 単位 / 日

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

## 児童指導員等加配加算（つづき）

## その他従業者

利用定員 5 人	180 単位 / 日
利用定員 6 人	150 単位 / 日
利用定員 7 人	129 単位 / 日
利用定員 8 人	113 単位 / 日
利用定員 9 人	100 単位 / 日
利用定員 10 人	90 単位 / 日
利用定員 11 人以上	60 単位 / 日

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、その他従業者を配置している場合

## 専門的支援

## 専門的支援体制加算

## 専門的支援実施加算

	専門的支援体制加算	専門的支援実施加算
利用定員 5 人	247 単位 / 日	150 単位 / 日
利用定員 6 人	206 単位 / 日	150 単位 / 日
利用定員 7 人	176 単位 / 日	150 単位 / 日
利用定員 8 人	154 単位 / 日	150 単位 / 日
利用定員 9 人	137 単位 / 日	150 単位 / 日
利用定員 10 人	123 単位 / 日	150 単位 / 日
利用定員 11 人以上	82 単位 / 日	150 単位 / 日

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

## 強度行動障害加算

200 単位 / 日（加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 / 日）

要件：強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

## 集中的支援加算

### 1,000 単位 / 日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3 か月以内に限る）

## 看護職員加配加算

（ ）

（ ）

利用定員 5 人	400 単位 / 日	800 単位 / 日
利用定員 6 人	333 単位 / 日	666 単位 / 日
利用定員 7 人	286 単位 / 日	572 単位 / 日
利用定員 8 人	250 単位 / 日	500 単位 / 日
利用定員 9 人	222 単位 / 日	444 単位 / 日
利用定員 10 人	200 単位 / 日	400 単位 / 日
利用定員 11 人以上	133 単位 / 日	266 単位 / 日

共通要件：看護職員の加配を常勤換算 1 名以上配置し、インターネット等により広く公表している場合

要件（ ）：医療的ケア児の判定基準のスコアに前年度の出席率をかけた点数の合計点が 40 点以上

要件（ ）：医療的ケア児の判定基準のスコアに前年度の出席率をかけた点数の合計点が 72 点以上

## 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

### 100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

## 人工内耳装用児支援加算（ ）

### 150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算（ ）は児発センターのみ対象

## 個別サポート加算（ ）

### 150 単位 / 日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6 か月に 1 回以上状況共有）して支援

## 入浴支援加算

### 55 単位 / 日（月 8 回）

要件：発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

## 送迎加算（重度）

94 単位 / 回（医療的ケアスコア 16 点以上 134 単位 / 回）要件：居宅等と事業所等との間を職員が付き添いし車で送迎した場合  
医療的ケア児は医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

## 延長支援加算

	障害児	医ケア児	重心児
30 分以上 1 時間未満	61 単位 / 日	<u>128 単位 / 日</u>	128 単位 / 日
1 時間以上 2 時間未満	92 単位 / 日	<u>192 単位 / 日</u>	192 単位 / 日
2 時間以上	123 単位 / 日	<u>256 単位 / 日</u>	256 単位 / 日

要件：重心児については運営規程の営業時間が 8 時間以上であり、営業時間の前後に支援した場合  
障害児及び医ケア児は基本報酬の範囲を超え、延長支援において職員を 2 名以上配置した場合  
30 分以上 1 時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算

94 単位 / 回（月 4 回 or 月 8 回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月 4 回まで算定  
定員充足率が 80% 未満の場合には 8 回まで算定可

## 子育てサポート加算

80 単位 / 回（月 4 回）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 医療連携体制加算

（ ） 250 単位 / 日 研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合

注意：（ ）は重心児へ算定できることが明記されましたが他の区分は不明です。

## 利用者負担上限管理加算

150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500 単位 / 回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中 2 回、退所後 2 回（居宅と保育所等への訪問を 1 回ずつ）  
を限度として算定

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 /回	居宅を訪問し 1 時間以上の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ロ	200 単位 /回	居宅を訪問し 1 時間未満の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ハ	100 単位 /回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ニ	80 単位 /回	オンラインで相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )イ	80 単位 /回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合（月 4 回）
( )ロ	60 単位 /回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合（月 4 回）

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 /回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合（月 1 回）
( )	200 単位 /回	保育所や学校等と（ ）以外で情報連携を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 /回	児童相談所、医療機関等と情報連携（月 1 回）
( )	200 単位 /回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1 回）

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 /回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 /回	（ ）の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月 1 回）

## 中核機能強化事業所加算対象

利用定員 5 人	374 単位 /日
利用定員 6 人	312 単位 /日
利用定員 7 人	267 単位 /日
利用定員 8 人	234 単位 /日
利用定員 9 人	208 単位 /日
利用定員 10 人	187 単位 /日
利用定員 11 人以上	125 単位 /日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 35%以上
( )	10 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 25%以上
( )	6 単位 / 日	直接処遇職員のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 5.9%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.3%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

## 単位数の 2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の 3 分の 2 以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合



## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和6年6月以降）

( ) 単位数の13.1%	( )を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( ) 単位数の12.8%	( )を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額440万円以上が1名以上を満たすこと
( ) 単位数の11.8%	キャリアパス要件( )( )( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( ) 単位数の9.6%	キャリアパス要件( )( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件( ): 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件( ): 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件( ): 経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件: 職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件: 賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算( )要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和6年6月より1本化へ切り替えるか、令和7年3月31日まで継続するか選択できる。

## 定員超過利用減算

## 所定単位数の70%を算定

要件: 1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

要件: 人員欠如減算は主に重症心身障害児を対象とするサービスは対象外

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

要件: 人員欠如減算は主に重症心身障害児を対象とするサービスは対象外

## 個別支援計画未作成減算

減算適用1~2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件: 児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 支援プログラム未公表減算

## 所定単位数の85%を算定

要件: 児童発達支援に義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合  
(令和7年3月31日まで経過措置)

### 自己評価結果等未公表減算

#### 所定単位数の 85% を算定

要件：児童発達支援に義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

### 開所時間減算

4 時間未満 所定単位数の 70% を算定

4 時間以上 6 時間未満 所定単位数の 85% を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が 6 時間未満の場合

### 身体拘束廃止未実施減算

#### 所定単位数の 99% を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

### 虐待防止措置未実施減算

#### 所定単位数の 99% を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

### 業務継続計画未策定減算

#### 所定単位数の 99% を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和 7 年 3 月 31 日まで減算しない経過措置）

### 情報公表未報告減算

#### 所定単位数の 95% を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

（現状不明な点は、他の定員のページをご確認ください。ページの都合上申し訳ありません。）

## 8. 放課後等デイサービス（医ケア・重心児以外）10人以下

### 放課後等デイサービス給付費

計画時間	授業終了後	休業日
30分以上 1.5時間以下	574 単位 / 日	574 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	609 単位 / 日	609 単位 / 日
3時間超（休業日のみ）	単位 / 日	666 単位 / 日

計画時間：個別支援計画書に記載された支援時間に基づく

但し、事業所の事由により支援時間が短縮された場合は実支援時間に基づき請求

### 児童指導員等加配加算

	経験 5 年未満	経験 5 年以上
常勤専従（常勤職員）	152 単位 / 日	187 単位 / 日
常勤換算（非常勤職員）	107 単位 / 日	123 単位 / 日
その他従業者	90 単位 / 日	

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士又はその他従業者を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

### 専門的支援

専門的支援体制加算 123 単位 / 日

専門的支援実施加算 150 単位 / 日（原則月 2 回 利用日数等に応じ最大 6 回）

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

### 強度行動障害加算

( ) 200 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合
( ) 250 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 30 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 / 日

## 集中的支援加算

### 1,000 単位 / 日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3か月以内に限る）

## 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

### 100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

## 人工内耳装用児支援加算（ ）

### 150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算（ ）は児発センターのみ対象

## 個別サポート加算（ ）

### 90 単位 / 日（120 単位 / 日）

要件：ケアニーズの高い（就学時サポート調査表 13 点以上）障害児に対して支援を行った場合  
強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援した場合に 120 単位

## 個別サポート加算（ ）（重度）

### 120 単位 / 日

要件：著しく重度の障害児に対して支援を行った場合  
（主として重症心身障害児として基本報酬を算定している場合を除く）

## 個別サポート加算（ ）

### 150 単位 / 日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6か月に1回以上状況共有）して支援

## 個別サポート加算（ ）

### 70 単位 / 日

要件：不登校児童に対して、通常の発達支援に加え、学校との連携を図りながら支援を行った場合

## 送迎加算

### 54 単位 / 回（医ケア・重心児 94 単位 / 回 または医療的ケアスコア 16 点以上 134 単位 / 回）

要件：学校・居宅等と事業所等との間を車で送迎した場合  
医療的ケア児は医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

## 通所自立支援加算

60 単位 / 回

要件：学校・居宅等と事業所等との移動について、自立して通所が可能になるよう、職員が付き添って計画的に支援を行い、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の場合

## 自立サポート加算

100 単位 / 回（月2回）

要件：高校生（2年・3年生）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

## 延長支援加算

	障害児	重心児又は医ケア児
30分以上 1時間未満	61 単位 / 日	128 単位 / 日
1時間以上 2時間未満	92 単位 / 日	192 単位 / 日
2時間以上	123 単位 / 日	256 単位 / 日

要件：支援計画時間が基本報酬の範囲を超え、1時間以上の延長支援において職員を2名以上配置した場合  
30分以上1時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算（ ）

94 単位 / 回（月4回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月4回まで算定

## 子育てサポート加算

80 単位 / 回（月4回）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 利用者負担上限管理加算

150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500 単位 / 回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中2回、退所後2回（居宅と教育機関等への訪問を1回ずつ）を限度として算定

## 医療連携体制加算

( )	32 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（1 時間未満）
( )	63 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人） （1 時間以上～2 時間未満）
( )	125 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（2 時間以上）
( )	1 名	看護職員が訪問しスコア表の医療行為をした場合（4 時間未満） （スコア表の医療行為を必要とする利用障害児が 3 名以上いる場合は、基本報酬医ケア 1～3 を算定することを基本とする。）
	2 名	
	3～8 名	
( )	1 名	看護職員が訪問しスコア表の医療行為をした場合（4 時間以上） （スコア表の医療行為を必要とする利用障害児が 3 名以上いる場合は、基本報酬医ケア 1～3 を算定することを基本とする。）
	2 名	
	3～8 名	
( )	500 単位 / 日	看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係わる指導のみを実施した場合
( )	250 単位 / 日	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間以上の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ロ	200 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間未満の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ハ	100 単位 / 回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ニ	80 単位 / 回	オンラインで相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )イ	80 単位 / 回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合（月 4 回）
( )ロ	60 単位 / 回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合（月 4 回）

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 / 回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	保育所や学校等と（ ）以外で情報連携を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 / 回	児童相談所、医療機関等と情報連携（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1 回）

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 / 回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合（月1回）
( )	150 単位 / 回	( )の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月1回）

## 中核機能強化事業所加算対象

187 単位 / 日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 35%以上
( )	10 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 25%以上
( )	6 単位 / 日	直接処遇職員のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.4%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 6.1%	キャリアパス要件 ( ) ( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.4%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

## 単位数の2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の3分の2以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和6年6月以降）

( ) 単位数の13.4%	( )を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( ) 単位数の13.1%	( )を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額440万円以上が1名以上を満たすこと
( ) 単位数の12.1%	キャリアパス要件( )( )( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( ) 単位数の9.8%	キャリアパス要件( )( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件：職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算( )要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和6年6月より1本化へ切り替えるか、令和7年3月31日まで継続するか選択できる。

## 定員超過利用減算

## 所定単位数の70%を算定

要件：1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に、1割を超えて欠如した場合には翌月から、1割以内で欠如した場合は翌々月から解消に至るまでの間





## 業務継続計画未策定減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

## 情報公表未報告減算

### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 計画時間について日々変わる、月次で変わるなど変更が大きい場合の個別支援計画書への記載方法は不明（変更が少ない場合は個別支援計画書への記載）
- 専門的支援体制加算・実施加算に、保育士資格を有し実務経験5年以上のものを含むか不明
- 専門的支援実施加算の上限回数について、判断基準は不明
- 集中的支援加算の要件は不明確
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の要件は不明確
- 個別サポート加算（ ）の障害児の判定基準は不明確
- 事業所間連携加算において中核となる事業所の定義が不明
- 中核機能強化事業所加算対象中核的な役割を担うの判断基準は不明
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 9. 放課後等デイサービス（医ケア・重心児以外）11人～20人

### 放課後等デイサービス給付費

計画時間	授業終了後	休業日
30分以上 1.5時間以下	382 単位 / 日	382 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	406 単位 / 日	406 単位 / 日
3時間超（休業日のみ）	単位 / 日	443 単位 / 日

計画時間：個別支援計画書に記載された支援時間に基づく

但し、事業所の事由により支援時間が短縮された場合は実支援時間に基づき請求

### 児童指導員等加配加算

	経験 5 年未満	経験 5 年以上
常勤専従（常勤職員）	101 単位 / 日	125 単位 / 日
常勤換算（非常勤職員）	71 単位 / 日	82 単位 / 日
その他従業者	60 単位 / 日	

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士又はその他従業者を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

### 専門的支援

専門的支援体制加算 82 単位 / 日

専門的支援実施加算 150 単位 / 日（原則月 2 回 利用日数等に応じ最大 6 回）

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

### 強度行動障害加算

( ) 200 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合
( ) 250 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 30 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 / 日

## 集中的支援加算

### 1,000 単位 / 日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3か月以内に限る）

## 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

### 100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

## 人工内耳装用児支援加算（ ）

### 150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算（ ）は児童センターのみ対象

## 個別サポート加算（ ）

### 90 単位 / 日（120 単位 / 日）

要件：ケアニーズの高い（就学時サポート調査表 13 点以上）障害児に対して支援を行った場合  
強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援した場合に 120 単位

## 個別サポート加算（ ）（重度）

### 120 単位 / 日

要件：著しく重度の障害児に対して支援を行った場合  
（主として重症心身障害児として基本報酬を算定している場合を除く）

## 個別サポート加算（ ）

### 150 単位 / 日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6か月に1回以上状況共有）して支援

## 個別サポート加算（ ）

### 70 単位 / 日

要件：不登校児童に対して、通常の発達支援に加え、学校との連携を図りながら支援を行った場合

## 送迎加算

### 54 単位 / 回（医ケア・重心児 94 単位 / 回 または医療的ケアスコア 16 点以上 134 単位 / 回）

要件：学校・居宅等と事業所等との間を車で送迎した場合  
医療的ケア児は医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

## 通所自立支援加算

### 60 単位 / 回

要件：学校・居宅等と事業所等との移動について、自立して通所が可能になるよう、職員が付き添って計画的に支援を行い、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の場合

## 自立サポート加算

### 100 単位 / 回（月2回）

要件：高校生（2年・3年生）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

## 延長支援加算

	障害児	重心児又は医ケア児
30分以上 1時間未満	61 単位 / 日	128 単位 / 日
1時間以上 2時間未満	92 単位 / 日	192 単位 / 日
2時間以上	123 単位 / 日	256 単位 / 日

要件：支援計画時間が基本報酬の範囲を超え、1時間以上の延長支援において職員を2名以上配置した場合  
30分以上1時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算（ ）

### 94 単位 / 回（月4回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月4回まで算定

## 子育てサポート加算

### 80 単位 / 回（月4回）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 利用者負担上限管理加算

### 150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

### 500 単位 / 回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中2回、退所後2回（居宅と教育機関等への訪問を1回ずつ）を限度として算定

## 医療連携体制加算

( )	32 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（1 時間未満）
( )	63 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人） （1 時間以上～2 時間未満）
( )	125 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（2 時間以上）
( )	1 名 800 単位 / 日	看護職員が訪問しスコア表の医療行為をした場合（4 時間未満） （スコア表の医療行為を必要とする利用障害児が 3 名以上いる場合は、基本報酬医ケア 1～3 を算定することを基本とする。）
	2 名 500 単位 / 日	
	3～8 名 400 単位 / 日	
( )	1 名 1,600 単位 / 日	看護職員が訪問しスコア表の医療行為をした場合（4 時間以上） （スコア表の医療行為を必要とする利用障害児が 3 名以上いる場合は、基本報酬医ケア 1～3 を算定することを基本とする。）
	2 名 960 単位 / 日	
	3～8 名 800 単位 / 日	
( )	500 単位 / 日	看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係わる指導のみを実施した場合
( )	250 単位 / 日	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間以上の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ロ	200 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間未満の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ハ	100 単位 / 回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ニ	80 単位 / 回	オンラインで相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )イ	80 単位 / 回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合（月 4 回）
( )ロ	60 単位 / 回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合（月 4 回）

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 / 回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	保育所や学校等と（ ）以外で情報連携を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 / 回	児童相談所、医療機関等と情報連携（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1 回）

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 / 回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合（月1回）
( )	150 単位 / 回	( )の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月1回）

## 中核機能強化事業所加算対象

125 単位 / 日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 35%以上
( )	10 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 25%以上
( )	6 単位 / 日	直接処遇職員のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.4%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 6.1%	キャリアパス要件 ( ) ( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.4%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

### 単位数の2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の3分の2以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和6年6月以降）

( ) 単位数の13.4%	( )を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( ) 単位数の13.1%	( )を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額440万円以上が1名以上を満たすこと
( ) 単位数の12.1%	キャリアパス要件( )( )( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( ) 単位数の9.8%	キャリアパス要件( )( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件：職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算( )要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和6年6月より1本化へ切り替えるか、令和7年3月31日まで継続するか選択できる。

## 定員超過利用減算

### 所定単位数の70%を算定

要件：1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に、1割を超えて欠如した場合には翌月から、1割以内で欠如した場合は翌々月から解消に至るまでの間



### 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用 1～4 月目 所定単位数の 70%を算定

減算適用 5 月目以降 所定単位数の 50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

### 個別支援計画未作成減算

減算適用 1～2 月目 所定単位数の 70%を算定

減算適用 3 月目以降 所定単位数の 50%を算定

要件：放課後等デイサービス計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

### 支援プログラム未公表減算

所定単位数の 85%を算定

要件：放課後等デイサービスに義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合  
（令和 7 年 3 月 31 日まで経過措置）

### 自己評価結果等未公表減算

所定単位数の 85%を算定

要件：放課後等デイサービスに義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

### 開所時間減算

4 時間未満 所定単位数の 70%を算定

4 時間以上 6 時間未満 所定単位数の 85%を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が学校休業日において 6 時間未満の場合

### 身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の 99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

### 虐待防止措置未実施減算

所定単位数の 99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

## 業務継続計画未策定減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

## 情報公表未報告減算

### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 計画時間について日々変わる、月次で変わるなど変更が大きい場合の個別支援計画書への記載方法は不明（変更が少ない場合は個別支援計画書への記載）
- 専門的支援体制加算・実施加算に、保育士資格を有し実務経験5年以上のものを含むか不明
- 専門的支援実施加算の上限回数について、判断基準は不明
- 集中的支援加算の要件は不明確
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の要件は不明確
- 個別サポート加算（ ）（重度）の障害児の判定基準は不明確
- 事業所間連携加算において中核となる事業所の定義が不明
- 中核機能強化事業所加算対象中核的な役割を担うの判断基準は不明
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 10. 放課後等デイサービス（医ケア・重心児以外）21人以上

### 放課後等デイサービス給付費

計画時間	授業終了後	休業日
30分以上 1.5時間以下	287 単位 / 日	287 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	305 単位 / 日	305 単位 / 日
3時間超（休業日のみ）	単位 / 日	343 単位 / 日

計画時間：個別支援計画書に記載された支援時間に基づく

但し、事業所の事由により支援時間が短縮された場合は実支援時間に基づき請求

### 児童指導員等加配加算

	経験 5 年未満	経験 5 年以上
常勤専従（常勤職員）	59 単位 / 日	75 単位 / 日
常勤換算（非常勤職員）	43 単位 / 日	49 単位 / 日
その他従業者	36 単位 / 日	

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士又はその他従業者を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

### 専門的支援

専門的支援体制加算 49 単位 / 日

専門的支援実施加算 150 単位 / 日（原則月 2 回 利用日数等に応じ最大 6 回）

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

### 強度行動障害加算

( ) 200 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合
( ) 250 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 30 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 / 日

## 集中的支援加算

### 1,000 単位 / 日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3か月以内に限る）

## 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

### 100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

## 人工内耳装用児支援加算（ ）

### 150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算（ ）は児発センターのみ対象

## 個別サポート加算（ ）

### 90 単位 / 日（120 単位 / 日）

要件：ケアニーズの高い（就学時サポート調査表 13 点以上）障害児に対して支援を行った場合  
強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援した場合に 120 単位

## 個別サポート加算（ ）（重度）

### 120 単位 / 日

要件：著しく重度の障害児に対して支援を行った場合  
（主として重症心身障害児として基本報酬を算定している場合を除く）

## 個別サポート加算（ ）

### 150 単位 / 日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6か月に1回以上状況共有）して支援

## 個別サポート加算（ ）

### 70 単位 / 日

要件：不登校児童に対して、通常の発達支援に加え、学校との連携を図りながら支援を行った場合

## 送迎加算

### 54 単位 / 回（医ケア・重心児 94 単位 / 回 または医療的ケアスコア 16 点以上 134 単位 / 回）

要件：学校・居宅等と事業所等との間を車で送迎した場合  
医療的ケア児は医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

## 通所自立支援加算

60 単位 / 回

要件：学校・居宅等と事業所等との移動について、自立して通所が可能になるよう、職員が付き添って計画的に支援を行い、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の場合

## 自立サポート加算

100 単位 / 回（月2回）

要件：高校生（2年・3年生）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

## 延長支援加算

	障害児	重心児又は医ケア児
30分以上 1時間未満	61 単位 / 日	128 単位 / 日
1時間以上 2時間未満	92 単位 / 日	192 単位 / 日
2時間以上	123 単位 / 日	256 単位 / 日

要件：支援計画時間が基本報酬の範囲を超え、1時間以上の延長支援において職員を2名以上配置した場合  
30分以上1時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算（ ）

94 単位 / 回（月4回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月4回まで算定

## 子育てサポート加算

80 単位 / 回（月4回）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 利用者負担上限管理加算

150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500 単位 / 回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中2回、退所後2回（居宅と教育機関等への訪問を1回ずつ）を限度として算定

## 医療連携体制加算

( )	32 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（1 時間未満）
( )	63 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人） （1 時間以上～2 時間未満）
( )	125 単位 / 日	看護職員が訪問し看護した場合（上限 8 人）（2 時間以上）
( )	1 名	看護職員が訪問しスコア表の医療行為をした場合（4 時間未満） （スコア表の医療行為を必要とする利用障害児が 3 名以上いる場合は、基本報酬医ケア 1～3 を算定することを基本とする。）
	2 名	
	3～8 名	
( )	1 名	看護職員が訪問しスコア表の医療行為をした場合（4 時間以上） （スコア表の医療行為を必要とする利用障害児が 3 名以上いる場合は、基本報酬医ケア 1～3 を算定することを基本とする。）
	2 名	
	3～8 名	
( )	500 単位 / 日	看護職員が介護職員等に喀痰吸引等に係わる指導のみを実施した場合
( )	250 単位 / 日	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間以上の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ロ	200 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間未満の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ハ	100 単位 / 回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ニ	80 単位 / 回	オンラインで相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )イ	80 単位 / 回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合（月 4 回）
( )ロ	60 単位 / 回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合（月 4 回）

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 / 回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	保育所や学校等と（ ）以外で情報連携を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 / 回	児童相談所、医療機関等と情報連携（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1 回）

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 / 回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合（月1回）
( )	150 単位 / 回	( )の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月1回）

## 中核機能強化事業所加算対象

## 75 単位 / 日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 35%以上
( )	10 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 25%以上
( )	6 単位 / 日	直接処遇職員のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.4%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 6.1%	キャリアパス要件 ( ) ( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.4%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

### 単位数の2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の3分の2以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和6年6月以降）

( ) 単位数の13.4%	( )を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( ) 単位数の13.1%	( )を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額440万円以上が1名以上を満たすこと
( ) 単位数の12.1%	キャリアパス要件( )( )( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( ) 単位数の9.8%	キャリアパス要件( )( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件：職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算( )要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和6年6月より1本化へ切り替えるか、令和7年3月31日まで継続するか選択できる。

## 定員超過利用減算

### 所定単位数の70%を算定

要件：1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

減算適用1～2月目

所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降

所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に、1割を超えて欠如した場合には翌月から、1割以内で欠如した場合は翌々月から解消に至るまでの間



### 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用 1～4 月目 所定単位数の 70%を算定

減算適用 5 月目以降 所定単位数の 50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

### 個別支援計画未作成減算

減算適用 1～2 月目 所定単位数の 70%を算定

減算適用 3 月目以降 所定単位数の 50%を算定

要件：放課後等デイサービス計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

### 支援プログラム未公表減算

所定単位数の 85%を算定

要件：放課後等デイサービスに義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合  
（令和 7 年 3 月 31 日まで経過措置）

### 自己評価結果等未公表減算

所定単位数の 85%を算定

要件：放課後等デイサービスに義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

### 開所時間減算

4 時間未満 所定単位数の 70%を算定

4 時間以上 6 時間未満 所定単位数の 85%を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が学校休業日において 6 時間未満の場合

### 身体拘束廃止未実施減算

所定単位数の 99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

### 虐待防止措置未実施減算

所定単位数の 99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

## 業務継続計画未策定減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

## 情報公表未報告減算

### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 計画時間について日々変わる、月次で変わるなど変更が大きい場合の個別支援計画書への記載方法は不明（変更が少ない場合は個別支援計画書への記載）
- 専門的支援体制加算・実施加算に、保育士資格を有し実務経験5年以上のものを含むか不明
- 専門的支援実施加算の上限回数について、判断基準は不明
- 集中的支援加算の要件は不明確
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の要件は不明確
- 個別サポート加算（ ）（重度）の障害児の判定基準は不明確
- 事業所間連携加算において中核となる事業所の定義が不明
- 中核機能強化事業所加算対象中核的な役割を担うの判断基準は不明
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 11. 放課後等デイサービス医ケア児（重心児以外）10人以下

### 放課後等デイサービス給付費

医ケア区分 1（32点以上）	授業終了後	休業日
30分以上 1.5時間以下	2,591 単位 / 日	2,591 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	2,627 単位 / 日	2,627 単位 / 日
3時間超 5時間以下	単位 / 日	2,683 単位 / 日

医ケア区分 2（16点以上）	授業終了後	休業日
30分以上 1.5時間以下	1,583 単位 / 日	1,583 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	1,618 単位 / 日	1,618 単位 / 日
3時間超 5時間以下	単位 / 日	1,674 単位 / 日

医ケア区分 3（3点以上）	授業終了後	休業日
30分以上 1.5時間以下	1,247 単位 / 日	1,247 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	1,282 単位 / 日	1,282 単位 / 日
3時間超 5時間以下	単位 / 日	1,339 単位 / 日

計画時間：個別支援計画書に記載された支援時間に基づく

但し、事業所の事由により支援時間が短縮された場合は実支援時間に基づき請求

### 児童指導員等加配加算

	経験 5 年未満	経験 5 年以上
常勤専従（常勤職員）	152 単位 / 日	187 単位 / 日
常勤換算（非常勤職員）	107 単位 / 日	123 単位 / 日
その他従業者		90 単位 / 日

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士又はその他従業者を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

## 専門的支援

専門的支援体制加算 123 単位 / 日

専門的支援実施加算 150 単位 / 日 （原則 月 2 回 利用日数等に応じ最大 6 回）

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

## 強度行動障害加算

( )	200 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合
( )	250 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 30 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 / 日

## 集中的支援加算

1,000 単位 / 日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3 か月以内に限る）

## 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

## 人工内耳装用児支援加算 ( )

150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算 ( ) は児発センターのみ対象

## 個別サポート加算 ( )

90 単位 / 日（120 単位 / 日）

要件：ケアニーズの高い（就学時サポート調査表 13 点以上）障害児に対して支援を行った場合  
強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援した場合に 120 単位

## 個別サポート加算（ ）（重度）

120 単位 / 日

要件：著しく重度の障害児に対して支援を行った場合  
（主として重症心身障害児として基本報酬を算定している場合を除く）

## 個別サポート加算（ ）

150 単位 / 日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6か月に1回以上状況共有）して支援

## 個別サポート加算（ ）

70 単位 / 日

要件：不登校児童に対して、通常の発達支援に加え、学校との連携を図りながら支援を行った場合

## 入浴支援加算

70 単位 / 日（月 8 回）

要件：発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

## 送迎加算（医ケア）

94 単位 / 回（医療的スコア 16 点以上 134 単位 / 回）

要件：居宅等と事業所等との間を車で、医療的ケアが可能な職員が付き添い送迎した場合

## 通所自立支援加算

60 単位 / 回

要件：学校・居宅等と事業所等との移動について、自立して通所が可能になるよう、職員が付き添って計画的に支援を行い、加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の場合

## 自立サポート加算

100 単位 / 回（月 2 回）

要件：高校生（2年・3年生）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

## 延長支援加算

	障害児	重心児又は医ケア児
30分以上1時間未満	61単位/日	128単位/日
1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
2時間以上	123単位/日	256単位/日

要件：支援計画時間が基本報酬の範囲を超え、1時間以上の延長支援において職員を2名以上配置した場合  
30分以上1時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算（ ）

94単位/回（月4回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月4回まで算定

## 子育てサポート加算

80単位/回（月4回）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 利用者負担上限管理加算

150単位/月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500単位/回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中2回、退所後2回（居宅と教育機関等への訪問を1回ずつ）を限度として算定

## 医療連携体制加算

要件：医療連携体制加算を算定する場合は、放課後等デイサービス給付費を医ケア・重心児以外とする。

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間以上の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ロ	200 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間未満の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ハ	100 単位 / 回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ニ	80 単位 / 回	オンラインで相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )イ	80 単位 / 回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合（月 4 回）
( )ロ	60 単位 / 回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合（月 4 回）

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 / 回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	保育所や学校等と（ ）以外で情報連携を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 / 回	児童相談所、医療機関等と情報連携（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1 回）

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 / 回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 / 回	（ ）の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月 1 回）

## 中核機能強化事業所加算対象

187 単位 / 日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 35%以上
( )	10 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 25%以上
( )	6 単位 / 日	直接処遇職員のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.4%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 6.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.4%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

## 単位数の 2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の3分の2以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和6年6月以降）

( )	単位数の 13.4%	( ) を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( )	単位数の 13.1%	( ) を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 名以上を満たすこと
( )	単位数の 12.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 9.8%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2 以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件：職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算 ( ) 要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和6年6月より1本化へ切り替えるか、令和7年3月31日まで継続するか選択できる。



## 定員超過利用減算

### 所定単位数の70%を算定

要件：1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に、1割を超えて欠如した場合には翌月から、1割以内で欠如した場合は翌々月から解消に至るまでの間

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用1～4月目 所定単位数の70%を算定

減算適用5月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

## 個別支援計画未作成減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：放課後等デイサービス計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 支援プログラム未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：放課後等デイサービスに義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合（令和7年3月31日まで経過措置）

## 自己評価結果等未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：放課後等デイサービスに義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

## 開所時間減算

4時間未満 所定単位数の70%を算定

4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が学校休業日において6時間未満の場合

## 身体拘束廃止未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

## 虐待防止措置未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

## 業務継続計画未策定減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

## 情報公表未報告減算

### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 計画時間について日々変わる、月次で変わるなど変更が大きい場合の個別支援計画書への記載方法は不明（変更が少ない場合は個別支援計画書への記載）
- 専門的支援体制加算・実施加算に、保育士資格を有し実務経験5年以上のものを含むか不明
- 専門的支援実施加算の上限回数について、判断基準は不明
- 集中的支援加算の要件は不明確
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の要件は不明確
- 個別サポート加算（ ）（重度）の障害児の判定基準は不明確
- 事業所間連携加算において中核となる事業所の定義が不明
- 中核機能強化事業所加算対象中核的な役割を担うの判断基準は不明
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 12. 放課後等デイサービス医ケア児（重心児以外）11人～20人

### 放課後等デイサービス給付費

医ケア区分 1（32点以上）	授業終了後	休業日
30分以上 1.5時間以下	2,399 単位 / 日	2,399 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	2,423 単位 / 日	2,423 単位 / 日
3時間超 5時間以下	単位 / 日	2,461 単位 / 日

医ケア区分 2（16点以上）	授業終了後	休業日
30分以上 1.5時間以下	1,391 単位 / 日	1,391 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	1,414 単位 / 日	1,414 単位 / 日
3時間超 5時間以下	単位 / 日	1,452 単位 / 日

医ケア区分 3（3点以上）	授業終了後	休業日
30分以上 1.5時間以下	1,055 単位 / 日	1,055 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	1,078 単位 / 日	1,078 単位 / 日
3時間超 5時間以下	単位 / 日	1,116 単位 / 日

計画時間：個別支援計画書に記載された支援時間に基づく

但し、事業所の事由により支援時間が短縮された場合は実支援時間に基づき請求

### 児童指導員等加配加算

	経験 5 年未満	経験 5 年以上
常勤専従（常勤職員）	101 単位 / 日	125 単位 / 日
常勤換算（非常勤職員）	71 単位 / 日	82 単位 / 日
その他従業者		60 単位 / 日

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士又はその他従業者を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

## 専門的支援

専門的支援体制加算 82 単位 / 日

専門的支援実施加算 150 単位 / 日 （原則 月 2 回 利用日数等に応じ最大 6 回）

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

## 強度行動障害加算

( )	200 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合
( )	250 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 30 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 / 日

## 集中的支援加算

1,000 単位 / 日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3 か月以内に限る）

## 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

## 人工内耳装用児支援加算 ( )

150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算 ( ) は児発センターのみ対象

## 個別サポート加算 ( )

90 単位 / 日（120 単位 / 日）

要件：ケアニーズの高い（就学時サポート調査表 13 点以上）障害児に対して支援を行った場合  
強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援した場合に 120 単位

## 個別サポート加算（ ）（重度）

120 単位 / 日

要件：著しく重度の障害児に対して支援を行った場合  
 （主として重症心身障害児として基本報酬を算定している場合を除く）

## 個別サポート加算（ ）

150 単位 / 日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6か月に1回以上状況共有）して支援

## 個別サポート加算（ ）

70 単位 / 日

要件：不登校児童に対して、通常の発達支援に加え、学校との連携を図りながら支援を行った場合

## 入浴支援加算

70 単位 / 日（月 8 回）

要件：発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

## 送迎加算（医ケア）

94 単位 / 回（医療的スコア 16 点以上 134 単位 / 回）

要件：居宅等と事業所等との間を車で、医療的ケアが可能な職員が付き添い送迎した場合

## 通所自立支援加算

60 単位 / 回

要件：学校・居宅等と事業所等との移動について、自立して通所が可能になるよう、職員が付き添って計画的に支援を行い、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の場合

## 自立サポート加算

100 単位 / 回（月 2 回）

要件：高校生（2年・3年生）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

## 延長支援加算

	障害児	重心児又は医ケア児
30分以上1時間未満	61単位/日	128単位/日
1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
2時間以上	123単位/日	256単位/日

要件：支援計画時間が基本報酬の範囲を超え、1時間以上の延長支援において職員を2名以上配置した場合  
30分以上1時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算（ ）

94単位/回（月4回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月4回まで算定

## 子育てサポート加算

80単位/回（月4回）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 利用者負担上限管理加算

150単位/月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500単位/回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中2回、退所後2回（居宅と教育機関等への訪問を1回ずつ）を限度として算定

## 医療連携体制加算

要件：医療連携体制加算を算定する場合は、放課後等デイサービス給付費を医ケア・重心児以外とする。

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 / 回	居宅を訪問し1時間以上の相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )ロ	200 単位 / 回	居宅を訪問し1時間未満の相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )ハ	100 単位 / 回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )ニ	80 単位 / 回	オンラインで相談援助等の支援をした場合（月4回）
( )イ	80 単位 / 回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合（月4回）
( )ロ	60 単位 / 回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合（月4回）

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 / 回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合（月1回）
( )	200 単位 / 回	保育所や学校等と（ ）以外で情報連携を行った場合（月1回）
( )	150 単位 / 回	児童相談所、医療機関等と情報連携（月1回）
( )	200 単位 / 回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1回）

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 / 回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合（月1回）
( )	150 単位 / 回	（ ）の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月1回）

## 中核機能強化事業所加算対象

125 単位 / 日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が35%以上
( )	10 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が25%以上
( )	6 単位 / 日	直接処遇職員のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.4%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 6.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.4%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

## 単位数の 2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の3分の2以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和6年6月以降）

( )	単位数の 13.4%	( ) を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( )	単位数の 13.1%	( ) を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 名以上を満たすこと
( )	単位数の 12.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 9.8%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2 以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件：職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算 ( ) 要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和6年6月より1本化へ切り替えるか、令和7年3月31日まで継続するか選択できる。



## 定員超過利用減算

### 所定単位数の70%を算定

要件：1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に、1割を超えて欠如した場合には翌月から、1割以内で欠如した場合は翌々月から解消に至るまでの間

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用1～4月目 所定単位数の70%を算定

減算適用5月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

## 個別支援計画未作成減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：放課後等デイサービス計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 支援プログラム未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：放課後等デイサービスに義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合（令和7年3月31日まで経過措置）

## 自己評価結果等未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：放課後等デイサービスに義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

## 開所時間減算

4時間未満 所定単位数の70%を算定

4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が学校休業日において6時間未満の場合

## 身体拘束廃止未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

## 虐待防止措置未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

## 業務継続計画未策定減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

## 情報公表未報告減算

### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 計画時間について日々変わる、月次で変わるなど変更が大きい場合の個別支援計画書への記載方法は不明（変更が少ない場合は個別支援計画書への記載）
- 専門的支援体制加算・実施加算に、保育士資格を有し実務経験5年以上のものを含むか不明
- 専門的支援実施加算の上限回数について、判断基準は不明
- 集中的支援加算の要件は不明確
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の要件は不明確
- 個別サポート加算（ ）（重度）の障害児の判定基準は不明確
- 事業所間連携加算において中核となる事業所の定義が不明
- 中核機能強化事業所加算対象中核的な役割を担うの判断基準は不明
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 13. 放課後等デイサービス医ケア児（重心児以外）21人以上

### 放課後等デイサービス給付費

医ケア区分 1（32点以上）	授業終了後	休業日
30分以上 1.5時間以下	2,304 単位 / 日	2,304 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	2,322 単位 / 日	2,322 単位 / 日
3時間超 5時間以下	単位 / 日	2,361 単位 / 日

医ケア区分 2（16点以上）	授業終了後	休業日
30分以上 1.5時間以下	1,296 単位 / 日	1,296 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	1,313 単位 / 日	1,313 単位 / 日
3時間超 5時間以下	単位 / 日	1,352 単位 / 日

医ケア区分 3（3点以上）	授業終了後	休業日
30分以上 1.5時間以下	960 単位 / 日	960 単位 / 日
1.5時間超 3時間以下	977 単位 / 日	977 単位 / 日
3時間超 5時間以下	単位 / 日	1,016 単位 / 日

計画時間：個別支援計画書に記載された支援時間に基づく

但し、事業所の事由により支援時間が短縮された場合は実支援時間に基づき請求

### 児童指導員等加配加算

	経験 5 年未満	経験 5 年以上
常勤専従（常勤職員）	59 単位 / 日	75 単位 / 日
常勤換算（非常勤職員）	43 単位 / 日	49 単位 / 日
その他従業者		36 単位 / 日

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士又はその他従業者を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

## 専門的支援

専門的支援体制加算 49 単位 / 日

専門的支援実施加算 150 単位 / 日 （原則 月 2 回 利用日数等に応じ最大 6 回）

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

## 強度行動障害加算

( )	200 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合
( )	250 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 30 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 / 日

## 集中的支援加算

1,000 単位 / 日（月 4 回）

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3 か月以内に限る）

## 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

## 人工内耳装用児支援加算 ( )

150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算 ( ) は児発センターのみ対象

## 個別サポート加算 ( )

90 単位 / 日（120 単位 / 日）

要件：ケアニーズの高い（就学時サポート調査表 13 点以上）障害児に対して支援を行った場合  
強度行動障害者養成研修（基礎研修）修了者を配置して支援した場合に 120 単位

## 個別サポート加算（ ）（重度）

120 単位 /日

要件：著しく重度の障害児に対して支援を行った場合  
 （主として重症心身障害児として基本報酬を算定している場合を除く）

## 個別サポート加算（ ）

150 単位 /日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携（6か月に1回以上状況共有）して支援

## 個別サポート加算（ ）

70 単位 /日

要件：不登校児童に対して、通常の発達支援に加え、学校との連携を図りながら支援を行った場合

## 入浴支援加算

70 単位 /日（月8回）

要件：発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

## 送迎加算（医ケア）

94 単位 /回（医療的スコア 16 点以上 134 単位 /回）

要件：居宅等と事業所等との間を車で、医療的ケアが可能な職員が付き添い送迎した場合

## 通所自立支援加算

60 単位 /回

要件：学校・居宅等と事業所等との移動について、自立して通所が可能になるよう、職員が付き添って計画的に支援を行い、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の場合

## 自立サポート加算

100 単位 /回（月2回）

要件：高校生（2年・3年生）について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

## 延長支援加算

	障害児	重心児又は医ケア児
30分以上1時間未満	61単位/日	128単位/日
1時間以上2時間未満	92単位/日	192単位/日
2時間以上	123単位/日	256単位/日

要件：支援計画時間が基本報酬の範囲を超え、1時間以上の延長支援において職員を2名以上配置した場合  
30分以上1時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

## 欠席時対応加算（ ）

94単位/回（月4回）

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月4回まで算定

## 子育てサポート加算

80単位/回（月4回）

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 利用者負担上限管理加算

150単位/月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500単位/回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中2回、退所後2回（居宅と教育機関等への訪問を1回ずつ）を限度として算定

## 医療連携体制加算

要件：医療連携体制加算を算定する場合は、放課後等デイサービス給付費を医ケア・重心児以外とする。

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間以上の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ロ	200 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間未満の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ハ	100 単位 / 回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ニ	80 単位 / 回	オンラインで相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )イ	80 単位 / 回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合（月 4 回）
( )ロ	60 単位 / 回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合（月 4 回）

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 / 回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	保育所や学校等と（ ）以外で情報連携を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 / 回	児童相談所、医療機関等と情報連携（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1 回）

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 / 回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 / 回	（ ）の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月 1 回）

## 中核機能強化事業所加算対象

## 75 単位 / 日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 35%以上
( )	10 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 25%以上
( )	6 単位 / 日	直接処遇職員のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.4%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 6.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.4%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

## 単位数の 2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の 3 分の 2 以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和 6 年 6 月以降）

( )	単位数の 13.4%	( ) を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( )	単位数の 13.1%	( ) を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 名以上を満たすこと
( )	単位数の 12.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 9.8%	キャリアパス要件 ( ) ( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2 以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件：職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算 ( ) 要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和 6 年 6 月より 1 本化へ切り替えるか、令和 7 年 3 月 31 日まで継続するか選択できる。



## 定員超過利用減算

### 所定単位数の70%を算定

要件：1日あたりの利用障害児が定員の150%を越えるか、過去3ヶ月間の平均利用障害児数が定員の125%を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に、1割を超えて欠如した場合には翌月から、1割以内で欠如した場合は翌々月から解消に至るまでの間

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用1～4月目 所定単位数の70%を算定

減算適用5月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

## 個別支援計画未作成減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：放課後等デイサービス計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 支援プログラム未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：放課後等デイサービスに義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合（令和7年3月31日まで経過措置）

## 自己評価結果等未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：放課後等デイサービスに義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

## 開所時間減算

4時間未満 所定単位数の70%を算定

4時間以上6時間未満 所定単位数の85%を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が学校休業日において6時間未満の場合

## 身体拘束廃止未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

## 虐待防止措置未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

## 業務継続計画未策定減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

## 情報公表未報告減算

### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 計画時間について日々変わる、月次で変わるなど変更が大きい場合の個別支援計画書への記載方法は不明（変更が少ない場合は個別支援計画書への記載）
- 専門的支援体制加算・実施加算に、保育士資格を有し実務経験5年以上のものを含むか不明
- 専門的支援実施加算の上限回数について、判断基準は不明
- 集中的支援加算の要件は不明確
- 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の要件は不明確
- 個別サポート加算（ ）（重度）の障害児の判定基準は不明確
- 事業所間連携加算において中核となる事業所の定義が不明
- 中核機能強化事業所加算対象中核的な役割を担うの判断基準は不明
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 14. 放課後等デイサービス重症心身障害児

### 放課後等デイサービス給付費

	授業終了後	休業日
利用定員 5 人～7 人	1,771 単位 / 日	2,056 単位 / 日
利用定員 8 人～10 人	1,118 単位 / 日	1,299 単位 / 日
利用定員 11 人以上	692 単位 / 日	817 単位 / 日

計画時間の別は設けない

### 児童指導員等加配加算

常勤専従（常勤職員）	経験 5 年未満	経験 5 年以上
利用定員 5 人	305 単位 / 日	374 単位 / 日
利用定員 6 人	253 単位 / 日	312 単位 / 日
利用定員 7 人	216 単位 / 日	267 単位 / 日
利用定員 8 人	188 単位 / 日	234 単位 / 日
利用定員 9 人	167 単位 / 日	208 単位 / 日
利用定員 10 人	149 単位 / 日	187 単位 / 日
利用定員 11 人以上	98 単位 / 日	125 単位 / 日

常勤換算（非常勤職員）	経験 5 年未満	経験 5 年以上
利用定員 5 人	214 単位 / 日	247 単位 / 日
利用定員 6 人	178 単位 / 日	206 単位 / 日
利用定員 7 人	153 単位 / 日	176 単位 / 日
利用定員 8 人	134 単位 / 日	154 単位 / 日
利用定員 9 人	119 単位 / 日	137 単位 / 日
利用定員 10 人	107 単位 / 日	123 単位 / 日
利用定員 11 人以上	71 単位 / 日	82 単位 / 日

共通要件：指定基準に定められた人員に加え、児童指導員、保育士を配置している場合

経験 5 年以上：児童福祉事業等に 5 年以上従事した者を配置している場合

## 児童指導員等加配加算（つづき）

## その他従業者

利用定員 5 人	180 単位 / 日
利用定員 6 人	150 単位 / 日
利用定員 7 人	129 単位 / 日
利用定員 8 人	113 単位 / 日
利用定員 9 人	100 単位 / 日
利用定員 10 人	90 単位 / 日
利用定員 11 人以上	60 単位 / 日

共通要件：指定基準に定められた人員に加えその他従業者を配置している場合

## 専門的支援

## 専門的支援体制加算

## 専門的支援実施加算

	専門的支援体制加算	専門的支援実施加算
利用定員 5 人	247 単位 / 日	150 単位 / 日
利用定員 6 人	206 単位 / 日	150 単位 / 日
利用定員 7 人	176 単位 / 日	150 単位 / 日
利用定員 8 人	154 単位 / 日	150 単位 / 日
利用定員 9 人	137 単位 / 日	150 単位 / 日
利用定員 10 人	123 単位 / 日	150 単位 / 日
利用定員 11 人以上	82 単位 / 日	150 単位 / 日

専門的支援体制加算要件：指定基準に定められた人員に加え、支援を行う専門人材（理学療法士、作業療法士、言語療法士、心理担当職員等）を常勤換算で 1 名以上配置した場合

専門的支援実施加算要件：支援を行う専門人材が支援を計画的に実施した日に算定

## 強度行動障害加算

( ) 200 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 20 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合
( ) 250 単位 / 日	強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した者を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準 30 点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援した場合

加算算定日から起算して 90 日以内の期間は + 500 単位 / 日

## 集中的支援加算

## 1,000 単位 / 日 (月 4 回)

要件：状態が悪化した強度行動障害を有する障害児に対し広域的支援人材が訪問し支援した場合（3 か月以内に限る）

## 看護職員加配加算

( )

( )

利用定員 5 人	400 単位 / 日	800 単位 / 日
利用定員 6 人	333 単位 / 日	666 単位 / 日
利用定員 7 人	286 単位 / 日	572 単位 / 日
利用定員 8 人	250 単位 / 日	500 単位 / 日
利用定員 9 人	222 単位 / 日	444 単位 / 日
利用定員 10 人	200 単位 / 日	400 単位 / 日
利用定員 11 人以上	133 単位 / 日	266 単位 / 日

共通要件：看護職員の加配を常勤換算 1 名以上配置し、インターネット等により広く公表している場合

要件 ( )：医療的ケア児の判定基準のスコアに前年度の出席率をかけた点数の合計点が 40 点以上

要件 ( )：医療的ケア児の判定基準のスコアに前年度の出席率をかけた点数の合計点が 72 点以上

## 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算

## 100 単位 / 日

要件：視覚障害児や重度の聴覚障害児へ、意思疎通に関し専門人材を配置して支援した場合

## 人工内耳装用児支援加算 ( )

## 150 単位 / 日

要件：人工内耳を装着している障害児に対し医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し計画的に支援した場合  
人工内耳装用児支援加算 ( ) は児発センターのみ対象

## 個別サポート加算 ( )

## 150 単位 / 日

要件：要保護・要支援児童に対し、児相やこども家庭センター等と連携 (6 か月に 1 回以上状況共有) して支援

## 個別サポート加算 ( )

## 70 単位 / 日

要件：不登校児童に対して、通常の発達支援に加え、学校との連携を図りながら支援を行った場合

### 入浴支援加算

70 単位 /日 (月 8 回)

要件：発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

### 送迎加算 ( 重度 )

94 単位 /回 ( 医療的ケアスコア 16 点以上 134 単位 /回 )

要件：居宅等と事業所等との間を職員が付き添いし車で送迎した場合  
医療的ケア児は医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

### 通所自立支援加算

60 単位 /回

要件：学校・居宅等と事業所等との移動について、自立して通所が可能になるよう、職員が付き添って計画的に支援を行い、加算の算定を開始した日から起算して 90 日以内の場合

### 自立サポート加算

100 単位 /回 (月 2 回)

要件：高校生 (2 年・3 年生) について、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

### 延長支援加算

	障害児	医ケア児	重心児
<u>30 分以上 1 時間未満</u>	61 単位 /日	<u>128 単位 /日</u>	128 単位 /日
1 時間以上 2 時間未満	92 単位 /日	<u>192 単位 /日</u>	192 単位 /日
2 時間以上	123 単位 /日	<u>256 単位 /日</u>	256 単位 /日

要件：重心児については運営規程の営業時間が 8 時間以上であり、営業時間の前後に支援した場合  
障害児及び医ケア児は基本報酬の範囲を超え、延長支援において職員を 2 名以上配置した場合  
30 分以上 1 時間未満は、利用児の都合により計画より支援が短縮された場合のみ算定

### 欠席時対応加算 ( )

94 単位 /回 (月 4 回 or 月 8 回)

要件：支援予定日の当日～前々日に中止の連絡があり、相談援助を行い記録した場合に月 4 回まで算定  
 定員充足率が 80%未満の場合には 8 回まで算定可

### 子育てサポート加算

80 単位 /回 (月 4 回)

要件：保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、子どもの特性や、特性を踏まえた子どもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

## 利用者負担上限管理加算

150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 保育・教育等移行支援加算

500 単位 / 回

要件：保育・教育等を受けられるように支援を入所中 2 回、退所後 2 回（居宅と教育機関等への訪問を 1 回ずつ）を限度として算定

## 医療連携体制加算

( )	250 単位 / 日	研修を受けた介護職員等が喀痰吸引等を実施した場合
-----	------------	--------------------------

注意：( ) は重心児への算定できることが明記されましたが他の区分は不明です。

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間以上の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ロ	200 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間未満の相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ハ	100 単位 / 回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )ニ	80 単位 / 回	オンラインで相談援助等の支援をした場合（月 4 回）
( )イ	80 単位 / 回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合（月 4 回）
( )ロ	60 単位 / 回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合（月 4 回）

## 関係機関間連携加算

( )	250 単位 / 回	保育所や学校等と連携し個別支援計画を作成等した場合（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	保育所や学校等と( )以外で情報連携を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 / 回	児童相談所、医療機関等と情報連携（月 1 回）
( )	200 単位 / 回	就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合（1 回）

## 事業所間連携加算

( )	500 単位 / 回	セルフプランで複数事業所を併用する児について、中核となる事業所が会議開催等による事業所間情報連携、家族への相談援助や自治体との情報連携等を行った場合（月 1 回）
( )	150 単位 / 回	( )の会議に参画する等、事業所間の連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合（月 1 回）

## 中核機能強化事業所加算対象

利用定員 5 人	374 単位 / 日
利用定員 6 人	312 単位 / 日
利用定員 7 人	267 単位 / 日
利用定員 8 人	234 単位 / 日
利用定員 9 人	208 単位 / 日
利用定員 10 人	187 単位 / 日
利用定員 11 人以上	125 単位 / 日

要件：児童発達支援センターが未設置の地域において中核的な役割を担う場合

## 福祉専門職員配置等加算

( )	15 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 35%以上
( )	10 単位 / 日	常勤の児童指導員等のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が 25%以上
( )	6 単位 / 日	直接処遇職員のうち、常勤職員が 75%以上又は勤続 3 年以上の常勤職員が 30%以上

## 福祉・介護職員処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 8.4%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 6.1%	キャリアパス要件 ( ) ( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.4%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算（従来）

( )	単位数の 1.3%	福祉専門職員配置等加算を算定している事業所
( )	単位数の 1.0%	( ) 以外

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合



## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（従来）

### 単位数の 2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の 3 分の 2 以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和 6 年 6 月以降）

( ) 単位数の 13.4%	( ) を満たし、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( ) 単位数の 13.1%	( ) を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額 440 万円以上が 1 名以上を満たすこと
( ) 単位数の 12.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( ) 単位数の 9.8%	キャリアパス要件 ( ) ( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2 以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件：職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算 ( ) 要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和 6 年 6 月より 1 本化へ切り替えるか、令和 7 年 3 月 31 日まで継続するか選択できる。

## 定員超過利用減算

### 所定単位数の 70% を算定

要件：1 日あたりの利用障害児が定員の 150% を越えるか、過去 3 ヶ月間の平均利用障害児数が定員の 125% を越える場合

## サービス提供職員欠如減算

要件：人員欠如減算は主に重症心身障害児を対象とするサービスは対象外

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

要件：人員欠如減算は主に重症心身障害児を対象とするサービスは対象外

## 個別支援計画未作成減算

減算適用 1～2 月目

所定単位数の 70% を算定

減算適用 3 月目以降

所定単位数の 50% を算定

要件：放課後等デイサービス計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 支援プログラム未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：放課後等デイサービスに義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合  
(令和7年3月31日まで経過措置)

## 自己評価結果等未公表減算

### 所定単位数の85%を算定

要件：放課後等デイサービスに義務づけられている自己評価結果等の公表が未実施の場合

## 開所時間減算

4 時間未満 所定単位数の70%を算定

4 時間以上 6 時間未満 所定単位数の85%を算定

要件：運営規程に定められている営業時間が6時間未満の場合

## 身体拘束廃止未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置(記録・委員会開催・指針整備・研修)を講じていない場合

## 虐待防止措置未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：虐待防止の措置(委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修)を講じていない場合

## 業務継続計画未策定減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画(BCP)が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
(業務継続計画を策定している場合は令和7年3月31日まで減算しない経過措置)

## 情報公表未報告減算

### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報(WAM ネット)における公表が未実施の場合

(現状不明な点は、他の定員のページをご確認ください。ページの都合上申し訳ありません。)

## 15. 居宅訪問型児童発達支援

### 居宅訪問型児童発達支援給付費

1,066 単位 / 日

要件：居宅訪問型児童発達支援事業所において支援を 30 分以上 行った場合

### 訪問支援員特別加算

( )	850 単位 / 日	障害児支援の業務従事 10 年以上
( )	750 単位 / 日	障害児支援の業務従事 5 年以上 10 年未満

### 多職種連携支援加算

200 単位 / 日 ( 月 1 回 )

要件：訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援した場合

### 強度行動障害児支援加算

200 単位 / 日

要件：強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を修了した職員が支援した場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

### 特別地域加算

所定単位数の 15% を加えて算定

要件：中山間地域等別に定める地域にある保育所等に、訪問支援員が支援をした場合

### 利用者負担上限管理加算

150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

### 通所施設移行支援加算

500 単位 / 日 ( 1 回 )

要件：児童発達支援又は放課後等デイサービスへ通うための相談援助や連絡調整をした場合

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 /回	居宅を訪問し 1 時間以上の相談援助等の支援をした場合(月 2 回) 但し、居宅訪問型児童発達支援の訪問日以外の訪問に限る
( )ロ	200 単位 /回	居宅を訪問し 1 時間未満の相談援助等の支援をした場合(月 2 回) 但し、居宅訪問型児童発達支援の訪問日以外の訪問に限る
( )ハ	100 単位 /回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合(月 2 回)
( )ニ	80 単位 /回	オンラインで相談援助等の支援をした場合(月 2 回)
( )イ	80 単位 /回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合(月 4 回)
( )ロ	60 単位 /回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合(月 4 回)

## 福祉・介護職員処遇改善加算(従来)

( )	単位数の 8.1%	キャリアパス要件( )( )( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 5.9%	キャリアパス要件( )( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.3%	キャリアパス要件( )又は( )に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件( ): 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件( ): 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件( ): 経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件: 賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(従来)

## 単位数の 1.1%

要件: 福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算(従来)

## 単位数の 2.0%

要件: 福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の 3 分の 2 以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和6年6月以降）

( ) 単位数の12.9%	( )を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額440万円以上が1名以上、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( ) 単位数の11.8%	キャリアパス要件( )( )( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( ) 単位数の9.6%	キャリアパス要件( )( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件( ): 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件( ): 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件( ): 経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件: 職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件: 賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算( )要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和6年6月より1本化へ切り替えるか、令和7年3月31日まで継続するか選択できる。

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用1～4月目 所定単位数の70%を算定

減算適用5月目以降 所定単位数の50%を算定

要件: 指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

## 個別支援計画未作成減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件: 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 支援プログラム未公表減算

所定単位数の85%を算定

要件: 居宅訪問型児童発達支援に義務づけられている支援プログラムの公表が未実施の場合  
(令和7年3月31日まで経過措置)

## 身体拘束廃止未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

## 虐待防止措置未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

## 業務継続計画未策定減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

## 情報公表未報告減算

### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 障害児支援の業務の範囲は不明確
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 16. 保育所等訪問支援

### 保育所等訪問支援給付費

1,071 単位 / 日

要件：保育所等訪問支援事業所において支援を 30 分以上 行った場合

### 訪問支援員特別加算

( )	850 単位 / 日	障害児支援の業務従事 10 年以上又は保育所等訪問支援等の業務従事 5 年以上
( )	700 単位 / 日	障害児支援の業務従事 5 年以上 10 年未満又は保育所等訪問支援等の業務従事 3 年以上 5 年未満

### 初回加算

200 単位 / 月

要件：児童発達支援管理責任者が初回又は初回の月内に保育所等との調整等のため訪問支援員に同行した場合

### 多職種連携支援加算

200 単位 / 日 (月 1 回)

要件：訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援した場合

### 強度行動障害児支援加算

200 単位 / 日

要件：強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を修了した職員が支援した場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

### ケアニーズ対応加算

120 単位 / 日

要件：訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援した場合

### 同一日同一場所での複数児への支援の減算

所定単位数の 93% を算定

要件：同一日に同一場所で複数の障害児に支援を提供した場合

### 特別地域加算

所定単位数の 15% を加えて算定

要件：中山間地域等別に定める地域にある保育所等に、訪問支援員が支援をした場合

## 利用者負担上限管理加算

## 150 単位 / 月

要件：事業所が利用者負担額合計額の管理をした場合

## 家族支援加算

( )イ	300 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間以上の相談援助等の支援をした場合 (月 2 回)
( )ロ	200 単位 / 回	居宅を訪問し 1 時間未満の相談援助等の支援をした場合 (月 2 回)
( )ハ	100 単位 / 回	事業所等で対面にて相談援助等の支援をした場合 (月 2 回)
( )ニ	80 単位 / 回	オンラインで相談援助等の支援をした場合 (月 2 回)
( )イ	80 単位 / 回	グループでの事業所等で対面にて相談援助等の支援した場合 (月 4 回)
( )ロ	60 単位 / 回	グループでのオンラインで相談援助等の支援した場合 (月 4 回)

## 関係機関連携加算

## 150 単位 / 回 (月 1 回)

要件：訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合

## 福祉・介護職員処遇改善加算 (従来)

( )	単位数の 8.1%	キャリアパス要件 ( ) ( ) ( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 5.9%	キャリアパス要件 ( ) ( )、職場環境等要件のすべてを満たすこと
( )	単位数の 3.3%	キャリアパス要件 ( ) 又は ( ) に加え、職場環境等要件を満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額の相当額を職員の賃金改善に充てる必要がある。

キャリアパス要件 ( )：職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件 ( )：資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件 ( )：経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

## 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 (従来)

## 単位数の 1.1%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、取組みについてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

## 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (従来)

## 単位数の 2.0%

要件：福祉・介護職員処遇改善加算を取得しており、賃上げ効果の継続に資するよう、当該加算額の 3 分の 2 以上は職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合



## 福祉・介護職員処遇改善加算（新加算は令和6年6月以降）

( ) 単位数の12.9%	( )を満たし、見える化要件と改善後の賃金年額440万円以上が1名以上、経験技能のある職員を一定割合以上配置すること
( ) 単位数の11.8%	キャリアパス要件( )( )( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと
( ) 単位数の9.6%	キャリアパス要件( )( ) 職場環境等要件のすべてを満たすこと

加算を取得した事業所は、加算額以上を職員の賃金改善に充て、1/2以上を月額賃金で配分する必要がある。

キャリアパス要件( ): 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備

キャリアパス要件( ): 資質向上のための計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を設ける

キャリアパス要件( ): 経験もしくは資格などに応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

見える化要件：職場環境等要件に関して複数の取組みを行い、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っている場合

職場環境等要件：賃金改善以外の処遇改善の取組みを実施

福祉・介護職員処遇改善加算( )要件は現時点では詳細は不明です。

処遇改善加算は、令和6年6月より1本化へ切り替えるか、令和7年3月31日まで継続するか選択できる。

## 児童発達支援管理責任者欠如減算

減算適用1～4月目 所定単位数の70%を算定

減算適用5月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：指定基準に定められた人員基準を満たさない場合に翌々月から解消に至るまでの間

## 個別支援計画未作成減算

減算適用1～2月目 所定単位数の70%を算定

減算適用3月目以降 所定単位数の50%を算定

要件：保育所等訪問支援計画が作成されずにサービス提供が行われた場合に、当該月から解消された月の前月まで

## 自己評価結果等未公表減算

所定単位数の85%を算定

要件：保育所等訪問支援に義務づけられている自己評価・保護者評価・施設評価の結果の公表が未実施の場合（令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

## 身体拘束廃止未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：身体拘束等の適正化を図る措置（記録・委員会開催・指針整備・研修）を講じていない場合

## 虐待防止措置未実施減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：虐待防止の措置（委員会開催・責任者の設置・指針整備・研修）を講じていない場合

## 業務継続計画未策定減算

### 所定単位数の99%を算定

要件：業務継続計画（BCP）が未策定又は必要な措置を講じていない場合  
（令和7年3月31日まで減算しない経過措置）

## 情報公表未報告減算

### 所定単位数の95%を算定

要件：情報公表対象支援情報（WAM ネット）における公表が未実施の場合

## 現状不明な点

- 同性介助（トイレや入浴支援等）について対象サービスとなりますが詳細は未発表
- 障害児支援の業務の範囲は不明確
- 福祉・介護職員処遇改善加算（ ）要件は現時点では詳細は不明

## 17. 指定通所支援指定基準の改正概要

令和6年4月1日に児童発達支援と放課後等デイサービスに関わる、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等（指定通所支援基準 / 通称 指定基準）が改正されます。これに伴い、報酬以外にも事業運営に関わる内容が変更となっています。

### 用語の改定

すべての条文で用語が見直され、変更されています。

改正前の用語	改正後の用語
指導、訓練など	支援
指導訓練室	発達支援室
心理指導担当職員	心理担当職員
心理指導	心理支援
屋外訓練場	屋外遊技場
知識技能の付与	知識技能の習得

指定基準に準じて作成されている運営規程などの修正が必要となりますが、運営規程は次回変更時に合わせて変更すれば良いと考えられます。指定権者から求められた場合は対応してください。

### 意思・意見の尊重

これまで、障害児の意思及び人格を尊重した支援をするよう「指定障害児通所支援事業者等の一般原則」に規程がありましたが、「意思」はこの箇所のみでした。今回、障害児と保護者の意思を尊重するように、「指定児童発達支援の取扱方針」と「児童発達支援管理責任者の責務」に、障害児の意見を尊重し最善の利益が優先して考慮されるように子どもの権利としてこども基本法に記載されている内容が「児童発達支援計画の作成等」に規定されました。

障害児と保護者の意思は、事業所と児発管が尊重し支援に当たることが求められ、さらに、障害児の意見を個別支援計画で考慮することが求められています。「意思」と「意見」については解釈・見解が多くあり、当方 note でも一意見を発表しています。

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）（旧指定基準から規定されている条文）

第三条 2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

（指定児童発達支援の取扱方針）（新規追加）

第二十六条 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

（児童発達支援管理責任者の責務）（新規追加）

第二十八条 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又

は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

## 5 領域を含む総合的な支援（5 領域支援）

支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援が義務化されました。

（指定児童発達支援の取扱方針）（新規追加）

第二十六条 4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

心身の健康等に関する領域は、児童発達支援ガイドラインの発達支援に示された次の5つの領域となります。

- 心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」
- 運動や感覚に関する領域「運動・感覚」
- 認知と行動に関する領域「認知・行動」
- 言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」
- 人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」

5 領域支援は、児童発達支援と放課後等デイサービスの両方ともに明記されています。そのため、放課後等デイサービスにおいても児童発達支援ガイドラインの発達支援の部分については十分に理解し支援されることが大切となります。

## 自己評価と保護者評価

自己評価と保護者評価はこれまで実施されてきましたが、指定基準において明記されました。結果をインターネットに公開することはこれまでと変わりませんが、自己評価及び保護者評価と改善の内容を保護者に示すことが追加で求められています。

（指定児童発達支援の取扱方針）（変更点下線）

第二十六条 6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

## 個別支援計画

個別支援計画は、児発管の重要な業務である事から全文を掲載します。変更点は下線となります。

( 児童発達支援計画の作成等 )

第二十七条 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下この条及び第五十四条第二項第二号において「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第二十六条第四項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得なければならない。

7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者に交付しなければならない。

8 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行うものとする。

9 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。

主に4つの変更点があります。

- 障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討
- 第二十六条第四項に規定する領域（5領域支援）との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援を含むの原案
- 障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上での担当者会議
- 個別支援計画書を当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付  
原案の作成では、障害児の意見の尊重、5領域との関連性とインクルージョンの観点を踏まえた計画書が求められています。担当者会議においては、障害児の意見が尊重される体制は、議題として取り上げ検討されることと考えられます。最後に個別支援計画書を障害児相談支援事業者へ交付することが新に求められています。（放課後等デイサービスも同様です。）

### 支援プログラムの公表

指定児童発達支援プログラムを策定しインターネット等で公開が義務化されます。（令和7年3月未まで経過措置）

（指定児童発達支援の取扱方針）（新規追加）

第二十六条の二 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第四項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

前条第四項に規定する領域は、「心身の健康等に関する領域」（5領域）を指しています。関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画とありますので、5領域に対応した支援プログラムを公表することが求められています。（放課後等デイサービスも同様です。）

### 管理者の勤務地

管理者の勤務について、これまで同一敷地内の兼務が可能でしたが、「同一敷地内」が削除されました。これにより、近隣の施設との兼務が可能になり、事業所内の他の職務の兼務または、同一法人の事業所などで兼務ができます。

### 指定更新時に情報公表対象支援情報を行政が確認

指定の更新は6年に1度ありますが、情報公表対象支援情報（WAM ネット）での公開情報が適切に報告されているか指定権者が確認することを義務づけられました。

## 著者紹介



### 児発放デイ運営チャンネル

2021 より児発・放デイの運営に関する情報を発信しています。

中の方は、元々電気・情報工学分野の教員や経営者であり発達障害等の障がい当事者。障がいのある子どもたちへ支援を行うなかで事務・経営に関わると、管理者・経営者向けの情報などのリソースが少ないことを痛感し児発放デイ運営チャンネルを始める。

### 児発放デイ運営チャンネル

<https://jihoch.jp/>

### 児発放デイ運営報道室（ニュース） 4月より DNews（障がい情報全般を開設予定）

<https://journal.jihoch.jp/>

### 児発放デイ運営サポート（コンサルティングサービス）

<https://consultant.jihoch.jp/>

### 児発放デイ運営チャンネル note

<https://note.com/jihoch>

### 連絡先：

Email [info@jihoch.jp](mailto:info@jihoch.jp)

X(Twitter) [@jihounei](https://twitter.com/jihounei)

Threads [@jihounei](https://www.threads.net/@jihounei)

Facebook <https://www.facebook.com/jihoch>

連絡口 <https://pr.jihoch.jp/contact/>

間違いや疑問がございましたら気軽にお問い合わせください。

法令・制度の詳細は「中央法規出版 障害者総合支援法 事業者ハンドブック 報酬編」が夏頃発売されますのでご購入いただく事を強く推奨いたします。

---

## 障害児通所支援報酬ガイド

- 2024 年度版 令和 6 年度障害福祉サービス報酬改定（2024.2.14 修正版） -

2024 年 2 月 14 日 更新

発行者 児発放デイ運営チャンネル

